

可認物便郵種三第

No. 364

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. 1. JANUARY, 1901.

VOL. XIV.

明治廿一年元月創刊

每月一回定期發行

監獄協會雜誌

明治三十四年

一月二十日發行

第 拾 四 卷

第 壹 號

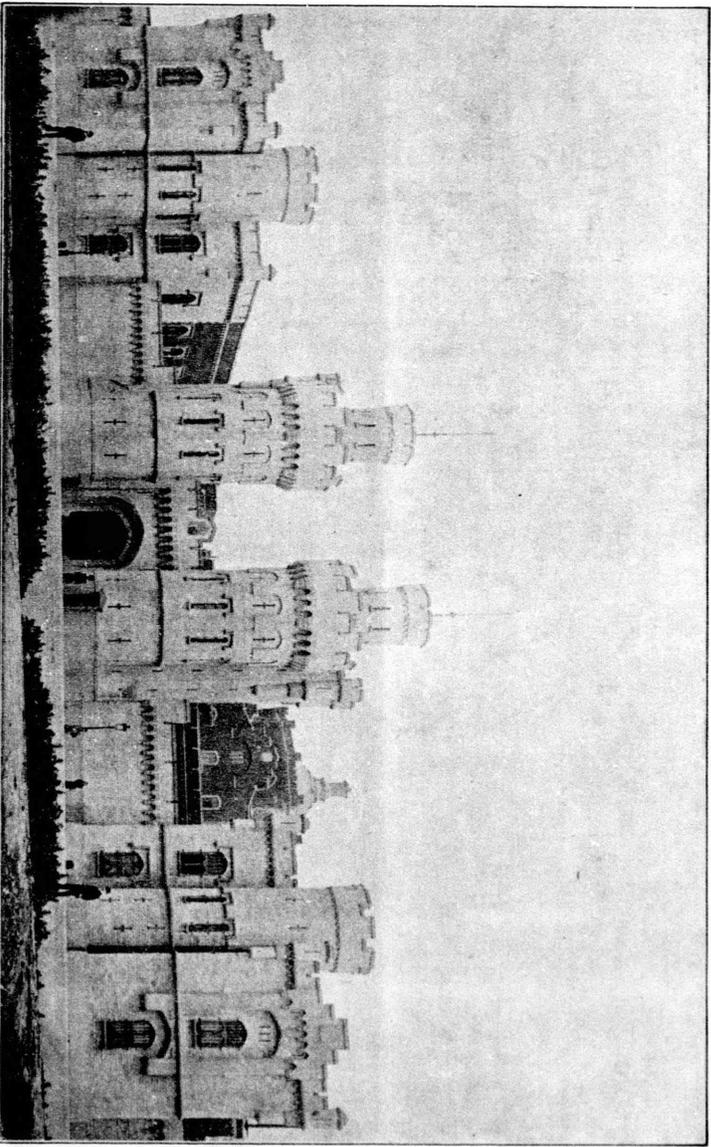
監 獄 協 會 發 行

第拾四卷第壹號目次

- 口 繪 自其俄國サンジュール分房監獄……(小河滋次郎君所願) (一頁)
- 會 說 明治三十四年を迎ふるの辭 後進菜稿
- 論 小河副會頭の歸朝を歓迎す (六頁)
- 清浦會頭の歐論 柳澤伯爵
- 犯罪統計に就て (茶話會演説)……………
- 刑法の改正 (承前)…………… 法學博士 富井政章君口述
- 岡田法科大學教授演説(承前) (茶話會に於て) 小山松吉
- 條件附裁判論 (第四)…………… (五七頁)
- 雜 錄 明治三十三年中監獄行事 瀨澤生稿
- 時々のくさ (數拾件)…………… (七一頁)
- 雜 報 (數拾件)…………… (七四頁)
- 海外通信 英國タラツク氏より滋賀縣監獄署四村達吉君へ來翰 (八二頁)
- 通 信 鐵路分監茶話會(自第二回至第四回)概況 (八三頁)
- 空知分監茶話會…………… 四六居士
- 監獄に於ける炊事場及浴場には沸滾力を應用するの利便…………… 大分縣監獄署 小野勇次郎
- 統 計…………… (八七頁)
- 會 報…………… (數 件)……………

第拾三卷第拾貳號目次

- 口 繪 「ベルチヨ」氏式個人測度法圖解(岡田大學教授所願) (一頁)
- 會 說 歲晚刑の辭…………… (五頁)
- 論 清浦會頭頭制意見(前々號の續)……………
- 刑法の改正(承前)…………… 法學博士 富井政章君口述
- 仲小路司法參事演説(於監獄茶話會)……………
- 岡田大學教授演説(於監獄茶話會)……………
- ヘルチヨ 氏式個人測度法(承前)…………… 法學士 岡田朝太郎
- 死刑廢止論…………… 留岡幸助
- 不定期刑を採用すべし…………… 早崎春香
- 監獄當局者としての吾人の心…………… 印南於菟吉
- 講話…………… (五四頁)
- 實務演習(第六回)…………… 於警務監獄學校 小河滋次郎口述
- 雜 錄…………… (六四頁)
- 司獄官吏に必要なる要素…………… 青 三井久 稿
- 監獄改良と監獄統計の關係を論ず……………
- 在監人行狀調査及賞學規程中の改正に就て……………
- 統 計…………… (七四頁)
- 明治三十三年九月末日全國在監人員表…………… (七七頁)
- 出獄人保護及感化事業…………… 英領濠州ピクトリヤ國千八百九十九年
- 通 信…………… (八三頁)
- 柏田新潟縣知事長岡監獄支署巡視狀…………… 長谷川喜一稿
- 群馬縣監獄保護の一遊…………… 前橋盤井宗成稿
- 空知分監茶話會記事…………… 井元傳十郎稿
- 空知分監第七回茶話會…………… 四六居士稿
- 雜 報…………… (八五頁)
- 時々のくさ (數拾件)……………
- 會 報…………… (數 件)……………



小河滋次郎君監版

監獄協會雜誌第十四卷第一號

(明治三十四年
一月二十日發行)

會 說

○明治三十四年を迎ふるの辭

明治三十四年を迎ふるの辭は正さに二十世紀を迎ふるの辭なり、歲に新陳ありて舊を去て新に就くは自から吾人の意思をして新ならしむるの妙味あり、多くは社會の事業年末に際しては意氣銷沈自から衰兆を顯はせるも一陽來復土を捲て重來するの狀あるは之が爲めに外ならず、新舊固より辭の差異に過ぎざと雖も而かも人心に影響を及ぼす斯の如く至大なるものあり、既に一年の新陳に於ても亦然り況んや世紀の新なるに於てや

說

會

(一)

歸て十九世紀の監獄事業を顧みれば監獄改良問題の一般に認識せらるゝに至りしは前世紀中葉以降に在りたるものゝ如し彼の慘刑たりし入墨笞杖解拆等は五十年前も刑事學者の研究に從ひ監獄問題は大に重要視せられ酷刑は既に過去の夢に歸

し感化輔導の方法犯罪防遏の手段は益々講究の度を密ならしめ或は之が爲めに延いて一般の刑事法に影響を及ぼすに至らんとす斯の如き仁愛の萌芽は是れ十九世紀の賜ものにして將さに來らんとする二十世紀は是等社會事業の漸次勃興を告げ一大活機を吾人に與へんとするものにして今や正さに其陣頭に立てるものなり二十世紀を迎ふるの起端として將た又三十四年を迎ふるの辭として吾人は我會員諸君の益々心機を清新鞏固に爲し互に一致協力以て此新生面に向ふの覺悟あらんとを祈る

○小河副會頭の歸朝を歓迎す

後進 某稿

後進某之を聞く天の斯人に大任を授けむとするや艱難辛苦汝を玉にすど惟ふに岳洋小河君の來歴を顧み來れば此言の失常ならざるを證するに足るものあり吾人後進の輩若し夫れ之を聞かば懦夫をして自から起たしむるの慨なくんばあらざ今や其の歸朝を祝するの辭として請ふ聊か予の知れる點のみを擧げて之を語らむか

會

氏の監獄學を帝國大學に專攻するや今を距る既に十六七年以前に在り當時氏の學友は皆相競ふて身を法官に列せんとし若くは花々しき辯護士の職に従事せんとし共に相研鑽して怠たらざるの狀況あり氏は素より法律學を私立學校及帝國大學に於て修むと雖も幾多の學友と其見地を異にし獨り監獄學に志望を專注するに至れり是れ則ち穂積博士の啓誘に依るとは雖も而かも亦其の法學を修得したるの傍一點の琴線茲に觸れ大に感激する所のものありたるに依らざんばあらざ而して當時榮利名聞の點より考ふれば誠に監獄の狀況憐れむべき卑賤の位地に在りて之が長たる典獄の職は僅々判任三四等の官に在るのみ社會一般の人士も亦輕侮して之を顧みざるが如きは毫も怪むに足らず苟くも青年青雲の志を成さんと欲する者誰か焉んや之に注目するの迂を學ぶものあらむや儼り諸學友の間に介立して前途望少なき斯道に身を効すの苦心想ひ知るべきのみ

説

(三)

凡そ如何なる學たるを問はず世人の未だ着目せざる學を專攻せんとするや其の困難到底名狀す可からざるものあり若し夫れ之を邦籍に依て討尋せむか監獄に關する一部の書籍だになきを如何にせむ勢ひ他の外國語に籍らざるを得ず而かも適當の書籍を得んとする難く加之偶々一部の書を得るも讀み去り讀來て其の科學に關する辭句何の意たるやを知る能はざるあり完全の辭書固より存すと雖も到底之を

説明すべくもあらず而してまた之を質すべき先輩だになし、此邊の苦衷は外國語を修得したるものに非ざれば與に語る能はざるなり

十九年頃穂積博士の薦に依り内務省監獄事務に仕官するに當てや亦僅かに一卑職に過ぎず然るに氏の學友は辯護士として若くは判檢事として與に榮達の點より之を視れば比較的氏より上班に列せり、此の如き名聞は毫も齒牙に介するに足らずと雖も而かも學友の消息を聞く毎に青年の客氣燃ゆる能はざるものあるは是れ人性の然らしむる所なり、然るにも拘はらず、平然晏如愈々益々志を堅ふし公務の傍修學に餘念なきは是れ氏をして今日あるに致らしめたる所以ならむか當時山縣内相の監獄改良に銳意するありて會々獨逸人の僱聘に際し一層其の素養をして深からしむ然るに爾後不幸にして氏は内外困厄の悲運に會せり、内に在ては氏の令夫人偶々二堅の犯さるゝ所となり病床に呻吟する數年、外に在ては知友の死去若くは學友不慮の事變に際し深き友情を以て自から身を挺して之を處理せざる可からざるに至れり、是れ到底常人の堪へ得べき所に非ざるのみならず寧ろ避けんと思すべき情誼をも辭せずして敢て之を爲す其の管鮑水魚の友情飄然たるを見るべきものあり氏は此の間に在ても尙且つ多難なる公務執筆の傍勉學に餘念なかりき政府は茲に於てか重用して神奈川縣典獄に補するに至れり

二十九年撰ばれて第五回萬國監獄會議委員として參列を命ぜられ尋て獨逸に留學中不幸にも最愛令夫人の永別に遭ひたり横濱埠頭に手を握て勇ましくも眞人の出發を目送したる眼は氏の歸期に際してや靜かに地下に眠れるに至れり、あはれ多年苦辛を共にしたる匹儔今や漸く志を得て共に其愁眉を開かむと欲するに當り一層其の悲惨の度を高めたるが如きは今尙ほ吾人をして惆悵の感に堪へざらしむるものあり

三十三年多年氏の主張せる監獄費論は議會の協賛を得て宿志を達することを得從て諸般の治獄事務漸く改刷を見んとするに當り再び撰ばれて第六回萬國監獄會議委員となりて白耳義國に向ひたるは會員諸君の普ねく諒する所なり

責任の益々加重するに従ひ困難は之に倍層して來る今や僅かに氏の素志の端緒に就けるもの將來は幾多の改刷を要すべき治獄事務輻輳し來り先づ第一着手として監獄組織に一大變革を要するの秋ならずや、氏に對する歡迎の辭は是れ則ち一大困難に遭遇せざる可からざるの運命に際會するものと謂はざる可からず、氏縱令ひ假

りに此運命を免かれんと欲するも最早一般の社會人士は惟一の監獄學者をして空しく爲す無くして終らしめざるなり、氏も亦喜んで之に當るべきや必せり、難は汝

を玉にす命くは斯道の爲め、邦家の爲め、更に大に奮發する所あれ、氏の才識力量等は、
 僅に此難關を越すに至るべきは予輩の信じて疑はざる所なり、然れども内に在ては
 同人諸士の和合一致以て十分の補翼を與へ、氏の志を成さしむる所以のもの、是れ則
 ち吾人の斯道に盡くす所以のもの、と覺悟せざる可からず、若し夫れ後進者にして苟
 も亦氏の如き堅忍不撓の志を抱き互に相切磋して怠たらずんば、幾多の俊秀なる監
 獄大家は、歿然として茲に簇生し來り、他の學界をして重きを置かしめ、自から監獄の
 位置をして高からしむべきなり、我輩は此の好運の時機に際せんことを祈り、茲に聊
 か歓迎の微意に寄せ、諸士の益々斯道斯學に奮碎せられんこと、是れ吾人畢世の希望
 なりとす

論

説

本編は曩きに清浦會頭が監獄協會茶話會に於て爲されたる改正刑法と監獄行政
 との關係演説に對し、法律學士磯部四郎君は之が評論を試み、法律新聞第十
 一號に掲載せられたるを以て、清浦會頭は更に磯部君の評論に對し、駁論せられた

るものに係れり、讀者幸に之を讀せよ

雜誌記者

○清浦會頭の駁論

論

磯部四郎君は辯護士中に於て先聲として推重せらるゝの人なり、其佛國法律學士に
 して久く法律事務に従事し、法理に精通せらるゝは本人の自任せらるゝ所に於て、又
 世人の許容する所なり、然り君の言論は法律思想を社會に鼓吹するに於て、一大警鐘
 たるの觀あり、君は明治三十三年十二月三日發行の法律新聞第十一號に於て、余が明
 治卅三年十一月十日監獄協會茶話會に於て爲したる演説に對し、批評を試みられた
 り、余は君の該切周到なる論難に對し、君に謝辭を呈すると共に、君に向て一言の辯解
 を費やすの已むを得ざるに至れり、何と云へば、余は法律學者にあらざり、君は實に其人
 なり、余は法律の實際に従事する者にあらざり、而して君は實に其人なり、世の法律に注
 意する者にして、君の言を聽き、君の説を信ずる者頗る多かるべし、君は斯く法律社會
 の木鐸たる身を以て、余の論旨を誤解せられたれば、惹て余の演説に對する社會の誤
 解を惹起する虞なしとせず、是れ君の論難に對し、黙止するに忍びざる所以なり

説

(七)

君は余の演説を以て全く刑法改正の趣旨を演述せるものと考ふる如し、是れ蓋し君

の誤解を來せる根據ならん余は該演説に於て刑法改正の理由に論及せざるにあらざるも是れ余の論旨を敷衍するに於て必要と認めたる程度に於て爲したるものにして直に刑法改正の理由を演説するが如きは固より余の念頭にあらざりしなり余は演説の冒頭に於て述べたる如く今回改正せらるる所の刑法が監獄行政に對して如何なる關係を有するかを監獄當局者並に監獄行政に熱心なる會同諸氏の面前に於て演説し其注意を喚起するにありき故に主として刑法と監獄との關係の密接なる所以を述べて先づ刑法の執行は監獄に依らざるを得ず監獄の實用は刑法に俟たざるべからず刑法の精神と監獄とを調和せしめ犯罪防遏の功績を奏せざるべからざるを説きたり。

磯部君は余が現行刑法の由來を説きポアンナード氏等が盡力の結果摸範を佛蘭西刑法に執り新律綱領改定律令其他舊來の刑律を參酌して編纂せられたる者なるを述るに當り修辭上より一百年前の制定に係る佛蘭西刑法と説きしを特に非難せられ摸範とする所の法律は古きを以て非なりと云ふべからず刑法は理法なり而して理は古今に通じて違はずと述へられ特に佛國刑法制定の年代に於て三十有余年の誤を致せしは何事である佛國刑法は千八百十年に制定せられたるものにて千八百三十

二年に之が再調査を経て今日行はれて居る所のものとは則ち千八百三十二年の再調査を経たるものである然るに一百年前の刑法なりと云ふのは無法も亦甚しいのである併し是等は佛國刑法の何物たるを研究せざる清浦君の聞囑に屬するものであつて敢て咎むるの必要はないのであると述べられたり余の意見單に法律は古きを以て非なりとするにあらざるは殆ど辯明を要せざる所に於て全く君の辯解に出づるものなり法律にして完全無瑕ならしめば其の久しく行はれて人民の規準たらんこと何人も希望する所なるべしと雖も奈何せん世に隆替あり人文に變遷あり法律も亦社會の一現象にして人文の進化に伴ふものなれば社會を離れて法律獨り高尙なるべからず又獨り卑陋なるべからず社會の文運の程度に應じて其規程を設けざるべからず法律を制定するの當時に於ては起案者は社會の状態を察し時代の精神を鑒み至當と認むる規定を設くるや勿論なりと雖も社會の状態は久しく沈滯するものにあらざり進まされれば必ず退くを常とす故に年所を経るに従ひ法律の規定は或は欠缺に陥り或は繁雜に流れ現時の状態を裁制する能はざるに至るは歴史の證する所なり従て法律は制定の時を距る愈久しければ益時代の進運に伴はざるの結果遂に弊實を發見するに至るを以て法律改正の必要を生ずるは實例に富む所なり若

は「刑法は理法に屬すれば手續法に屬する諸多の法律と趣を異にし理に至ては古今に通じて違はないのである徒に佛國刑法の古きを以て我現行刑法を非難するのは刑法の何たるを解せざる者なり」と述べられたり成程理は古今一貫のものなりとは一種の學說として見るを得へきも其理とは何を謂ふや學者各見る所を異にし法律家各説く所を異にし理の本体に關しては何人能く解釋し得るものぞ恐くは神明の外に知る者なからん故に學者中往々古今一貫の理なるものあることなし時代の精神に適合する者は理にして適合せざるものは非なりと論ずるものあり是亦一種の學說として聞くを得へく今茲に之を詳論するの餘地を有せざるなり要するに各其理と認むる所即理想に成るべく合一する善良の法制を得んとするに在るなり故に余の見る所の理は決して磯部君の見る所の理と同しからず君の口氣に徴するに君は佛國刑法を以て悉く刑法に關する理想を網羅したるものとし佛國刑法以前に刑法上の理なく佛國刑法以後に刑法上の理あることなし又佛國以外の刑法は之を佛國刑法に比較して異なるものは皆非にして刑法にあらずと論せらるゝものなるやを疑はしむ是れ蓋し佛國法律學士として其學ふ所に忠なるへきも又多少の非難を免れざるへきなり佛國刑法定定の年代に付ては磯部君は余の佛國刑法を知ら

ざるを以て恕せられたるは余の大に幸とする所なり然れども一言君に告げさるへからず一百年前と述べたるか如きは固より算數上の語にあらず其古きを概言せし修辭上の語たるに過ぎす余の不敏なる佛國刑法に於ける知識は磯部君の推量に任すと雖も佛國刑法の千八百十年二月に發布せられ其後屢次修正せられ特に千八百三十二年七月の修正は肝要なる條項に渉る大修正なることを記憶すと雖も之を以て千八百三十二年の制定なりと云ふを得ざるは君の首肯せらるゝ所ならん試に千八百卅二年に加除せられたる條項と千八百十年に發布せられたる條項とを比照すれば果して何れか多大にして何れか主要なるや佛國法典は世人の知る如く民法先づ成り次に民事訴訟法次に商法次に刑事訴訟法最後に刑法制定せられ此等諸法典は「ナポレオン」帝の權威赫々たる時代に編纂せられたるものにして後世「ナポレオン」法典の名の下に尊崇せられ佛國人は之を金科玉條とし歐洲諸國の模範を之に採りしもの少なからず故に佛國刑法か有名なる「ナポレオン」時代に成り而して「ナポレオン」は今を距ること殆ど一世紀なることを回顧し佛國刑法か百年前に制定せられたりと概言するも決して不當にあらずと信す而して佛國法典を模範とするに當り制定後の修正法術の判例及學者の註解等を参照するは固より當然の事にして百年前

の制定に係る佛國刑法を模範としたりと述へしも其制定より採用に至るまで加へられたる修正を除外するの意にあらざるや明なり換言すれば我刑法編纂の當時佛國現行刑法を模範とし而して該刑法は千八百十年の制定に係り爾來屢修正を加へられたるものなりしなり尙ほ茲に一言すへきは佛國刑法が發布後僅に二十年(二十一年九个月)にして君の所謂再調査を爲すの必要を認め其結果重要なる條項の修正加除を爲したるに徴するも君の所謂刑法は理法なり理に至ては古今に通して違はざるもの事實に徴し論理に照して稍自家撞着の言にあらざるなきやを疑はざるを得ざるなり

磯部君は改正刑法に新に國際關係に屬する規定を設けしを是認せられたれども現行刑法制定の際其草案に國際公法に關する條文を存せしに拘らず元老院に於て審査の際當分其必要なしとして刪除せり余か當時治罪法の起草委員として現行刑法草案に付き多少の關係を有しなから明治十四年今日必要を感ずる所の條文を援き差して今日現行刑法を非難するは不可なりと述へられしも是れ殆ど辯解を要せざる所にして唯今日其必要を生したることを述ふれば足れりと信す其他監視、假出獄犯罪者の責任年齢、懲治處分、再犯加重等に關し余の述へたる所を點檢し此等は未だ以

論

說

(三)

て刑法改正の理由とするに足らずとし或は其規定を非なりとし一々論評を加へられたるも已に述べたる如く余の論旨刑法改正の理由を述ふるにあらざりしか故に此等の諸點に對する磯部君の批難は恰も射擊標的の命中を失するの嫌なき能はず唯此等の諸點は監獄に對しからざる關係を有するか故に特に列擧して會同諸君の注意を請ひ且聊改正せられたる理由を附會せしに過ぎず要するに法典調査會に於て審議の際種々の意見を提出するものあり往々磯部君が余の論旨に付き述べられたると同一の見を抱くものなきにあらざり然れども審議の結果監視は從來の制限を撤去して或る程度に於て之を存することとし専ら執行の簡易と實益を收むることを企圖せり假出獄に付ては刑の執行の一部を免するものにして刑の效果に影響を及ぼすものなるか故に刑法に其規定を置くことせり犯罪者の責任年齢及懲治處分に付ては刑法其他人身の生理に關する科學の發達に伴ひ著く其面目を改むるの必要あり磯部君も亦異議なきに似たり唯再犯加重に至りては君の大に反對せらるる所にして其理由として一面裁判の確定力を減却し一面被告人をして前科を自白せしめ人情の自然に出づる犯罪掩蔽の眞意を沒了するは拷問に等しと述へられたり是れ余の首肯し能はざる所なり改正刑法が一旦裁判を受けたる後に於て再

犯者たることを發見するときは其刑を加重することに規定したるは實に現今の大弊害たる前科掩蔽を矯正するに於て大に利益とする所なり漫に人情を云云して前科を掩蔽する者を庇護するか如きは犯罪者に仁慈なるに似たれども社會に不忠なる議論と謂はざるべからず刑法は社會の特弊を掃蕩するを以て目的となすものなるか故に徒に理論に拘泥して特弊を助長するか如き規定を設くべからず且君は前科の不明を以て檢事及豫審判事の調査の疎漏に歸せられたり余は此點に於て君の言を全く否定するものにあらず或る場合には調査の周到ならざることあらん然れども現今犯罪者の多くは其氏名を詐稱し其前科を掩蔽し之か爲めに當局者に擧げらざざる手數と費用とを要するは顯著の事實にして法術も之に應ずる手段として犯罪人名簿を備へ一々之に比照すと雖ども氏名の不明なる全國の廣き其前科を知悉すること容易にあらず爲めに吞舟の魚を逸すること其例に乏しからず且前科を自白するか如きは被告人が法術に對する當然の義務にして之を強制せざる以上は拷問なりと云ふを得ざるは燎然火を觀るよりも明なり之か爲めに確定判決を動かすべしと云ふか如きは抑も確定判決の法理を不當に適用するものと謂はざるべからず况や之か爲めに生ずる利益斯く大なるに於てや

上に掲ぐる所の外磯部君は尙論及せらるゝ所あるも既に述べたる如く君の非難は其正鵠を失するを以て一々之を辯明するの必要を見ず尙余が現行刑法は其根本に於て腐朽したる所あれば其枝葉の改正を試むるも畢竟廢屋の修繕に過ぎずと述べたるに對し無稽の語なりと評せられたり余の此言は大体に關する形容の語に過ぎざるか故に一々其辯明を爲すか如きは改正刑法の全部に涉りて説明するに等しく是れ一朝一夕の能すべき所にあらず又茲に之を説明すべき餘裕を有せざるなり凡そ法律の廢改は社會の一大顯象にして其關係する所實に遠く且つ廣し加之法律は之を運用すること愈久しければ愈其便益を感ずるものなれば法律の規定にして社會の状態に契合する限りは容易に其廢改を企つべきものにあらずは何人も異議を狹まざる所なるべし然れども其規定社會の状態に適合せざる法律を存続するの弊害も亦大に察せざるべからず佛國刑法が發布以來幾度修正せられしや佛國刑法を模範とせし諸國の刑法が其後如何に變遷を經しやを回想するときは第十九世紀に於ける人文の進歩は法律の部面に如何なる程度まで大なる反響を與へたるかを察するに餘あり吾人は古來比類なき發達を爲したる第十九世紀に於て研鑽せる學理と經驗せる實益とを刑法法典に包含せしめて更に又新なる第二十世紀を迎ふるに

於て一大愉快を感せずんばあらず之か爲めに新法制定の繁雜と施行の際の艱苦とを辭せざらんとす知らず磯部君以て如何と爲す

○犯罪統計に就て

(茶話會演説)

柳澤伯爵

會頭閣下並に御來會の諸君、私は是迄統計の事に就て少しく調べたことが御坐います、それで此監獄協會で私の幾らか調べました事の内を申上げるとは或は縁が遠いことも御坐いませふけれども中には多少御利益の事もあらふかと考へます、今日は諸君に御關係ある犯罪統計の事を御話しいたす積であります、併し歸朝以來日も浅く夫れに俗務に追はれて居りました故本邦の事に就ては精しく調べる間もございませぬされば單に本邦の事跡に就ては司法省で出ます刑事統計表のみに材料を求めた位で御坐いますからして日本のことに就ては充分なる御話が出来ませぬけれども先づ文明國に於ける犯罪の状況はフォンナ物であるかと云ふ事を書物に依り又調べました所に依つて御話する積であります、先づ順序と致して私は犯罪

統計と云ふ事柄をお話しいたす前に、統計と云ふものはどう云ふものであるかと云ふ事を御話したのである、統計の事を御話するは此監獄協會では或は直接の關係はないと云ふ御論があるかも知れませぬが決してさうでない、此統計と云ふ事に就ては我邦での研究が甚だ浅く材料も乏し、御坐います、隨て統計を専致として研究する者も甚だ少ない然るに此統計と云ふものは諸君には最も必要である、夫故に先づ統計の御話を致します、

此統計と云ふものは是迄本邦にあつた言葉ではなく、翻譯語でございまして、獨乙語で「スタチスチック」と申しますが、是は各國共に言葉は皆多く似て居るで御坐います、此統計と申す事に就ては其意味廣く色々に解釋の仕方が御坐います、普通統計學者の見る統計の解釋は凡て分れて三つになる、一は社會的現象を研究する一學問と見做し、二は其研究の方法と見做すので、三は官府の發行いたします所謂表式略して官府統計と申す者であります、

此等に付一々説明を致したいが、是は長くなりますし、又純然たる學理上の御話でありますから詳細は他日に譲る事といたし、今日は畧しますが、大要統計に就ては學問と方法と官府統計の此三つに分れて居る尤も我日本でも統計と云ふ字は随分世

間で用い又我々も平常使つて居る言葉で御坐います併し何分にも本邦では統計と云ふ言葉は随分漠然として勝手に使はれて居ります従て諸君の胸中に種々の解釋を持たれては今日の御話の上にも差支へますから何卒前申した三様の統計の解釋丈けを御記憶下され統計と云ふ事は左様な用ひ方のある事を御承知の上暫時御静聽を願ひます

犯罪統計と云ふ事は夫れ故學問の方より見ますると統計の學科の内に屬するのであります故一言其連聯の關係を申しませふ夫れに付一應統計學の系統を申しあぐる必要がある者かと云ふ事は前に申したのが今は一寸説明致せば我々人類が社會に生存する以上は其内に種々の現象が起ります私は講義に是を總稱いたして社會的、人類活動と名付けて居るが其種々の現象を講究するのが統計學で御座います此統計學は普通便宜上二部に分ちますそれはさう云ふ社會的、人類活動を堂云ふ風に研究して行くと云ふ則ち研究の筋道法則等を論ずる者を名付けて理論統計學と申し其筋途に依て社會に於ける諸現象を種々の方面から調べて見るのを應用統計學と申します是が分れて五つになる第一人口統計第二智識統計第三經濟統計第四行政統計第五德義統計此德義統計の内に這入

りますのが今日御話致しまする犯罪統計で此外に自殺統計私生兒統計離婚統計不徳統計など申す者皆德義統計の小別で御座います

先づ犯罪統計と統計學との關係及び位置はさう云ふ風でありますか次に犯罪統計の淵源及範圍を述べまして其研究結果の御話に移りませふ犯罪統計はどうして材料を得るか其講究する範圍はどの位かと云ふことを御話するに就て先づ犯罪と云ふものゝ御話をしなければなりませんぬが是は私が茲に述べるまでもなく御承知の事であるかご容れますが要するに犯罪と云ふものは國家が罰するものである言ひ換れば國家は刑罰權を有するものである其結果として國家は犯罪者を罰して非行を戒むると共に社會に對して注意を促すに就ては犯罪者と云ふものを社會必存の一現象と認め然る後犯罪に關係せる種々の材料を集めて種々の方面より研究すると云ふ事は餘程必要なもので御座います其材料を集めますにはどう云ふ方法で以てするかと云へば是が即ち統計の方法を以て集めるのが一番近道で然る後固有の研究法にて斷定を下す一言に盡しますれば犯罪を専ら數と量の上で整頓して行き之れを一大團塊として其後統計の學理を應用して其内から所謂統計的規律を發見して行く事でありませうが此發見よりして初めて如何なる犯罪はどう云ふ風に社

會に對して關係を持つて居るか之れに就ては此犯罪はどう云ふ風にして減少することが出来るか從て刑法の此犯罪に及ぼす結果はどうか又行政上の監督監獄制度の改良と云ふ事も此研究より初めて出て來るのであります先程どなたからか御話があつた如く本邦に於ても大に監獄を改良しなくては往かぬ又社會の事も研究しなければならぬが堂して改良し又研究するに就ては皆相當の順序のある者である秩序的の研究でなければ好結果は治められない即ち私の茲で御話することは監獄以外の事であるが第一に社會に犯罪の起るはどう云ふ風になつて來るかを事實の上から見て行く事で其結果としては重大なる關係を立法司法行政の上に及ぼすのでありますであるから此犯罪統計を一通り研究すると云ふ事は司法官のみならず監獄に關係する御方は無論の事尙刑法の改正或は社會改良等に從事せらるゝ諸君に取り大に必要がある

諸て其材料は何處から出るかと云ふに其淵源は凡そ先づ三つで御坐います第一は裁判所の登記其次は警察機關の記録第三が監獄統計此三方面からして犯罪統計の材料を集めて行くのであります併しながら果して此三つの材料を以て現今どの國でも集めて居るかと云ふとそうでない例へて申しますれば亞米利加或は瑞西の如

きは其組織する所の聯邦の法律が違ひますから此二つの國では普通申します所の犯罪統計は御坐いません單に監獄統計のみで全体の犯罪を觀察して居るに英國ではそれに反して唯今申上げた裁判所の登記は勿論監獄統計は尙更此外に警察機關を根據として材料を得るのであります併しながら就て警察機關から材料を取ることば随分非難のある事で成程多數の材料は警察機關から得られるが其内には眞に犯罪と稱すべきものゝ外に他の分子の分量が多いから其結果として犯罪統計と稱する者の内に随分雜駁なる材料のはいる事となつて分量は多くとも眞正の犯罪統計としては認め難いのであると云ふ向もあります普通歐洲大陸では警察機關の材料は此内に取らぬのであります裁判所の登記を主として監獄統計を犯罪統計の淵源として居る併しながら廣く犯罪統計を調べて見やうと云ふには矢張警察官が直接犯罪上に關係を持つて居るから例へ其材料は犯罪以外に亙る事あるとも是等の機關より獲たる材料を研究の資料となす事は餘程の参考になるであらうと信ずるのであります此外に獨逸と伊太利では御承知か知りませぬが他に犯罪を調べて行く統計的方法を持つて居るれば犯罪者ある毎にそれに關する一切の事柄を一種の小票に記載する、之を個人申告表と私は譯して用ひて居りますがそれ

は犯罪事件が確定した時に其人の身の上の有様例へば國籍年齢姓名身分住居職業宗教等身上に關する凡ての事を網羅するのでありますそれを直接に裁判所から取りまして中央統計局へ持つて行く併しながら此獨逸伊太利で用いまする方法は恰も日本で申しますると重罪輕罪の事件に限りまして其他の犯罪に就ては矢張裁判所の登記に依て行くのであります斯様にして犯罪と云ふ事に就ての材料を集めますが併しながら其材料は果して犯罪と云ふ事に就ての一切を網羅したものであると云へば勿論さうでない決して夫丈けの者で犯罪の事が擧げられるものでない單に是等の材料は所謂其筋の者即ち國家の耳に這入つた丈けの者であつて其外に多數の犯行の隱匿せらるが爲め調査に漏れて居る事は無論である是は犯罪の性質から然るべきで到底網羅する事は出来ませぬ今一例を擧げて申しますれば是は英國の統計雜誌にあつたのですが英國には虐待される子供を保護する一の會がある其虐待兒童保護協會で嘗て十年間扱ひました虐待事件が八千八百十件あるそれが残らず警察官に知れたかと思ふとさうでない表面になつて其筋の厄介になつたのが其内千四百九十七丈けである是は單に一例に過ぎませぬ併しながら英國の警察機關の準備であると云ふ認め難く其他に就ても十分完備とは申されぬまでも世間並

には整頓して居りますがそれでも此位實際表向になるのは少ない是は犯罪の性質として元來秘密を尙ふものであつて従て全体の成績は到底知れ悪くいと思ふ事を示すもので之れを以ても今日の統計材料では完全に犯罪のことを調へる事を得ると云ふ事は云へませんけれども先づ大体の數量的研究で満足するより外はない是は各國皆同始末であるが如何にも此丈けでは國家の責任を盡したと云へません各國其實にさう云ふ不完全で全くの事を得られぬ所から萬國の比較統計と云ふ事を近頃は企つる者が多い此れは研究範圍を一國に止めず國際的に調べて往く所謂開明國と言はれる所に起る犯罪の數を調べて見て犯罪は文明國ではどう云ふ風に起つて來るかを研究することになつて來た此國際犯罪統計は勿論さう云ふ風にして比較が出来れば結構であつて其結果は申すまでもなく有益であるけれども是は亦今日の處では出來にくい話である御承知の通り各國の法律殊に刑法の如き皆異つて居る又犯罪の種類別けが異なる又行政の組織も違つて居るからトモ開明諸國を一つに塊めて見て比較研究は出來ない故に今日では所謂文明國と云はれるものに就て一つ一つ個別で調べて行つて觀察したならば大体文明國に於ける一般犯罪の模様を知る事が出來よふと思ふ、それで普通統計を研究するには堂云ふ事を眼目と

して研究するかと云ふに今一項目を數へあげて見れば一國住民の割合と犯罪者の關係、犯罪の性質及種別、土地氣候及び季節と犯罪との關係、住地と犯罪との關係、宗教と犯罪との關係、社會的地位と犯罪との關係、職業と犯罪との關係、教育と犯罪との關係、經濟的事情と犯罪との關係、男女兩性年齢の上の有様と犯罪との關係、犯罪の動機、刑罰の種類、習慣性犯罪等の諸項となり、是は又けの事を研究して先づ犯罪統計の範圍が明になるので御坐ます次に此一つ一つに就て精しい統計表をあげて説明するのは順序であるが是はナカ／＼時間のかゝる事で御坐ますから之を略しまして單に大体の成績はどうであるかと云ふ事を御話し致しませぬ

先づ之れに就て犯罪を統計的に調べて行つた元祖は誰であるかと云ふ事を申しあぐるは無用ではなからうと思ひます、是は新しい事でありまして犯罪統計と云ふ名は付きませぬけれども犯罪の事に就て調べて行つたものは今から八十年前程の事で則ち千八百二十年に白耳義人のクテッレと云ふ人が初めて此事を研究仕出した此人は勿論統計學者でありますが元來は天文學者數學者であります是研究は統計學の歴史の方から言つても餘程大切のものであります、然し其人の學說に就ては彼是非難されることがある其事は爰に關係ありませぬから申しませぬ其時分初

て佛蘭西で犯罪統計表を發表しましたそれをクテッレが研究したが如何にも其内に規律の整然たるを見て一の斷案を下しました是は有名なる事にて諸君の内にて御承知であらうと思ひますが夫れはかふ云ふのであります、爰に一の豫算あり是は如何なる大藏大臣の作れる豫算よりも一層精確に拂はるゝものにして則ち罪人懲役人及斬罪人の豫算を指す者なりと云ふ斷定を下した詰り佛蘭西の犯罪統計を見ましてそれに由りて罪人の數を計りまして見た所が毎年同じやうな成績がある其成績は恰も物理社會に於ける法則の如くに殆ど一定不變のものと云ふことが出来る、と云ふ迄に罪人の事が規則正しく顯はれて來ると云ふ所から斯ふ云ふ斷案を下したのであります併しながら此斷案は其時はさう下されたが、其後段々他の人も又研究し範圍及時間を引けて觀察いたしたる末絶對的に其通りとは行きませぬが大體ではクテッレの觀察は正當であると認められて來た現今歐羅巴各國に於ける犯罪の數も先づ大体は極つて居る而も住民との關係を見ますると住民が多いに従ひ犯罪者は多く又住民の少ない時は犯行も亦少ないと云ふ結果も歐羅巴では極くひどい差違はない、犯罪の分ちに至りましては各國共勿論一樣になつて居りませぬから到底一々の比較は出來ませぬが先づ比較する事の出來る所のもの即犯罪の性

質から分けて言ひますると二つになる一は身体に對する犯罪二は財産に對する犯罪、日本には其外に公益に關する犯罪と云ふ分ちが刑事統計年鑑中にありますが各國毎に調べて見て此區別を立て、對照する便を欠きまず故茲には用ひませぬ先づ大体から申しますると統計的研究の結果として身体に對する犯罪の起りは普通情の發動か或は不時の劇怒と云ふやうな事からして暴行が伴つて來る併しなから是に反して財産に關する犯罪は重に經濟上の事情の變遷から起る即ち右兩者の區別を見ると内部の原因と外部の原因との二者に歸する、此財産に對する犯罪身体に對する犯罪身体に對する犯罪の互の比例は時と所に依て一樣でないが英國の如きは財産に對する犯罪多く佛蘭西獨逸も其傾である日本なども其通りであります併しなから此頃では段々身体に對する犯罪も少しく増加する傾であるやうであります序で申すが犯罪の種類中で普通なる窃盜は歐羅巴各國何處も割合は一番多い道徳に反する罪も近頃大分殖へて來た様である、それから身体並びに財産に對する犯罪と氣候とは大分密接の關係を持つて居ると云ふ事は古くから人が言つて居る事でありますが是は佛蘭西の刑事統計で第一に其正しいことを示して居る是は少しく古いが佛蘭西人でグリーと云ふ人がありました此人は佛蘭西の道徳統計の鼻

祖とも言ふべき人ですが千八百二十六年から同三十年に至る五年間の同國の犯罪を研究しましたのを見ますると確に此事實を極めて居る、此人は佛蘭西を三つに分つて中央と北と南とに區別いたして研究いたしたが南の温かい所では身体に對する犯罪多く北の寒い土地では財産に對する犯罪が多い其比例は南に於ける身体に對する犯罪の歩合と北に於ける財産に對する犯罪の歩合と全く同じと云ふて宜い位にキチンと合して居る此事は佛蘭西のみならず其後伊太利でも研究したら類似の場合が出て來た是を私が日本に就て調べて見たがどうも日本では充分此グリーのしたやうな正しい割合は出て來ませぬが幾らか其傾は見ゆるやうで北と南との土地の違で罪の種類が多寡が違ふやうに思ひます今日の所ではまだ充分の事は申上げられない次に春夏秋冬の季節と犯罪との關係を見ますると是も身体に對する犯罪は冬より夏が多い財産に對する犯罪は冬多くて夏は少ない是は日本でも無論さうてあります冬財産に對する犯罪の多いは普通人が夏よりは衣服を多く要するとか暖氣を取つたりする事が多いとか又勞働が冬では夏程ないとか云ふ様な凡て經濟上の困難から増加するので窃盜な等は殊に多い夏には身体に對する罪殊に所謂道徳に關する犯罪が歐羅巴では多い是はどう云ふものであるかと申すに先づ普

通に一致する意見では是は多分時候と人間との關係より生ずるのである是を極く平易に申しますれば能く人は寒い時分は身体が締つて暖い時分はフヤクテ居ると言ひますが従て寒い時分は家にヒツコミ勝で内での仕事が多い本の好きな人は書見も多くする様になる處が段々暖かくなるに従ひて外に出たくなる。歐米では夏になると外へ出る人が非常に多い殊に休日になると公園を散歩したり町に出たり出る機會が多いそうして又あちらでは日本と違い婦人の外出が亦多くて日本の様な者でない男女外出の數は大低先づ似た者であります是等の原因から道徳上の犯罪が殖へるのであらふと思ふ私は日本に就て調べて見たかつたが此材料がないので申上げられないが察するに矢張斯う云ふ傾がありはせぬかと思ふそれから住地に就て考へますると住地と犯罪の關係は餘程深い先づ普通都市と田舎とどちらが犯罪が多いかと云ふと都市の方が無論多い此都市と云ふ者はどう云ふものである田舎とはどう云ふ者を指すものであると云ふ區別は各國一致して居りませぬ獨逸の如きは都市を大中小の三種に分けて此以外を地方又は田舎など云ふて居りますけれども此區分は他國で用いませぬ故コマカナ分ちを以て比較して見る事は難い夫故大体に區別して普通世間で申す都會とか都市と云ふ者と人家のまばらなる村

とか田舎とか常に人に申す住地とを標準として比較しますにどうしても都市になりますると田舎と違ふて犯罪に都合が好いからであらう此方は余程多いのであります是は一般犯罪の住地に關する事でありますが次に犯罪の種類別といたして堂云ふ罪が都市に多いかどう云ふ罪が少いかに就はどうも今日の調では各國に就て見ましても一樣の結果を得られせん大都會の内窃盜が多い所もありますし又左様でない處もある其事は斷定が出来ない

(未完)

論

說

○刑法の改正

(承前)

未遂罪

法學博士 富井政章君口述

未遂罪に關する諸國の刑法の規定は一般に當を失ふものとす我現行刑法に於ても犯罪の實行に着手し意外の障礙又は舛錯によりて之を遂げざるものを未遂罪とせり(第百二條)然るに一旦犯罪を遂ぐる意思を以て其の實行に着手したる以上は之を

遠くすることを妨けたる原因の何たるを問はず未遂罪と見るべきものたるを信ず彼の所謂着手未遂と缺効未遂とを區別するは理論上其當を得ず况んや彼の所謂不能罪と稱する者を罰せざるをや又未遂罪の處分に至つても現行法は普通の立法例に倣ひ未遂罪の刑に當然一等又は二等を減ずるものとしたるか是れ最も其の當を得ざる者と云ふへし其然る所以は他なし未遂罪は既遂罪に比すれば其の結果に於て損害を生じたること少きは言を俟たされども犯罪者の意思の險惡なる程度は既遂罪に於けると異なる所なし殊に犯罪實行の方法を盡してたゞ偶然其目的とせる結果を生ぜざる缺効犯の如きは最も然りとす(例へば人を殺すの目的を以て之に向つて發砲したるに不慮の支障によつて偶々命中せざりし場合の如し)故に修正案に望む所は少くも犯罪の實行に着手し之を遂げざる者は其刑を減輕することを得とし未遂犯なるか故に必ずしも其の刑を減せざるものとするにあり是れ固より根本的改正にはあらずされども幾分か從來普通に行はるゝ所の謬見を改むることを得へし又從來不能犯と稱して事實上犯罪の目的を達する能はざりし場合には假令行為者の意志に憎むへく且恐るべきことは同一なるも犯罪者として之を罰せざるの説況く行はるゝことは刑法を研究する者の洽く知る所なり例へば茲に犯罪の結果を生

論

説

するに不適當又は不十分なる手段を施用したる者即ち人を毒殺するの意思を以て之に毒物と思料せるものを飲用せしめたるに偶々其意思を知る者ありて消毒劑を混入し置きたる爲め又は調劑師か誤て他の藥物を與へたる爲め毒殺の目的を達せざりし場合の如き或は掏摸か人の財囊に手を入れたるも偶々其時に無一物なりし爲め窃盜の目的を達せざりし場合の如き此他或る人を銃殺するの目的を以て日常其の居る室に向つて發砲したるに偶々剛に往き其室にあらざりし爲め禍害を免れたる場合の如き總て是等の場合に於ては犯罪は事實上生ずること能はざるものとし從來無罪説を主張せる者甚だ多しと雖も吾輩の如きは刑法の本旨に考へ未遂犯を以て論せんと欲する者なり修正案の規定は如何に定まるべきや若し吾輩の豫想する如く單に犯罪の實行に着手し之を遂げざる者と定むるときは解釋を下すに便なるへし然れども今後猶犯罪の實行なる語を客觀的に解し不能犯を除外するの説を唱ふる者あることは免るべからざる所に於て不能犯は將來刑法の學理更に一層の進歩を爲す迄は疑問の範圍を脱するに至らざるべしと考ふるなり

現刑法には意外の障礙又は舛錯により遂げざる者とあるにより自己の意思を以て半途に實行を中止したる者は無罪とならざるを得ず此場合に於ては實際に生じた

る結果に付て罰するの説を唱ふる者多し例へば或る人を殺害するの目的を以て之に一刀を加へたるに誤つて其の目的を達せずたゞ之を負傷したるに過ぎざる場合に於て若し自己の意思を以て再び手を下すことを断念せば現行法に掲ぐる意外云々の要件を缺くか故に殺人の未遂罪を以て論ずることを得ざるは勿論なれども創傷の結果ありしにより創傷罪に問ふべきものとする如し又毒殺の目的を以て或る人に毒物を服用せしめたる後悔悟して消毒劑を服せしめたるときは毒殺の未遂罪は固より成立せざるべきも若し健康を害したる事實あるときは第三百七條に據り疾苦罪を以て罰すべきものとするか如し然れども是れ其罰せんとする罪に就き犯意なきものなれば別段の規定なき以上は不當の解釋と謂ざるを得ず修正案に於ては未遂罪の要素として「意外の障礙又は舛錯なるものを認めざるべきにより右述ふる如き自己の意思を以て中止したる場合に於ても原則としては未遂罪の成立するものとすたゞ自止を促して犯罪遂行の害を防かん爲めの方策として此場合には當然其刑を減免することに定めらるべきか余を以て觀れば是れ尙寬に失するの嫌なきに非されども現行法に比すれば著しき改良たることを疑はざるなり

今未遂罪に關する法規を根本的に改正せんとするならば客觀的觀察に代ふるに主觀的觀察を以てせざるべからず即ち偶生の結果如何を問はずして行爲者の意思如何を觀察するの主義を採ることを必要とす是れ眞に犯罪より生ずる危害の程度を定むるの標準なりと信ず犯罪實行の進度を見る如きも實は決して重要なる事項にあらざる所謂豫備の所爲と雖ども犯罪の意思を以てしたること確實なる以上は之を罰せざるの理由なし少くも強盜其他若干の場合には豫備を罰するの必要あることを信ず修正案に於て右に曰へる根本的改正を斷行することは到底望むことを得ざるべし

併合罪

併合罪とは現行法の數罪俱發に該當する修正案の用語なり斯く名稱を改めたる理由は他なし未だ確定判決を経ざる數罪は必ずしも同時に發覺するものにあらざり罪既に確定判決を経たる後他の一罪の發覺することなしとせず斯る場合には數罪俱發の名稱は其當を得ざるものなり又確定判決前の數罪は其發覺時期の如何を問はず常に併合して處斷すべきものなるを以て寧ろ併合罪と稱するを至當とす固より併合罪と稱するも各罪を併合して一罪となすにあらざり各罪は依然として別個に存在したゞ之を併合して處斷するものに外ならざるなり

現行法は數罪併發の場合に於て違警罪を除くの外は所謂吸收主義により數個の犯罪中一の重きに從つて處斷するの主義を採れり(第百條之)を以て一度罪を犯したる者は其判決確定に至るまでは之と同等又は輕き罪は幾回之を犯すも後の犯罪に對する刑は常に最初の犯罪に對する刑に吸收せられ後の犯罪は全く處罰を受くることなき結果に至るべし元來一罪を犯したるものと數罪を犯したるものと同一の刑を以て處斷するものとすれば甚だ不公平と謂はざるを得ず修正案は此主義を排斥し所謂併科主義を採て一罪毎に各其刑を科することを本則とすべし但し死刑又は無期刑に當る罪と他の罪と併發するときは事實上各罪に對して各刑を併科し得べからざるものあるを以て此の場合には例外として或る刑に就ては吸收主義を採り又有期の自由刑につき各罪毎に一の刑を科するとすれば其の刑期遂に數十年の長きに亘り重きに過ぐることを以て此場合にも亦例外として併科主義を制限することとなるべし

右數罪併發例の改正は近來の立法例及び學說に由りたる者にして大体に於ては適當の改正たると固より論なきなり吸收主義は佛國刑法によるものなれども其失當なることは同國に於ても久しき以前より一般學者の認むる所なり

酌量減輕

修正案は現行法に於ける刑の範圍狭きに失せることを改めんが爲め大に其範圍を擴張せんと欲し各本條に於て各罪に對する刑期の範圍を廣くし裁判官をして凡百の情況に應じて適宜の刑を科することを得るものとしたるに拘らず酌量減輕なる制度を保存することになるべしと云ふ余の觀る所を以てすれば是れ全く右改正の趣旨と矛盾するものにしてこの點には全く同意を表すること能はざるなり若し彼の殺人罪の如き或る格段なる場合に於ては法定の最短期よりも下ることを得るものとする必要あらば特に其の犯罪の種類を指定して更に刑期を下ることを得るものとするも可なり修正案の主義を採る以上は酌量減輕は總則として斷じて之を容るべきものに非ざるを信ずるなり

再犯

再犯例に關する現行法の規定を改正したる點三あり第一現行法は佛國刑法に於ける如く罪の種類に制限なく一般に再犯の規定を設け先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪又は輕罪に當る時又は先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に當る時及び先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に當るときは毎に再犯例

を適用することゝなせり修正案は近世多數の立法例に倣ひ同種の罪に限るものと賊盜罪其他最も累犯の慮あるものに就てのみ再犯加重をなすべきものとせり此の改正は果して其當を得たるものなりや思ふに右兩主義は各一得一失あるへし蓋し重罪輕罪と違警罪とは大に其性質を異にするものなるにより再犯例に據るへきに非ざること論を俟ずと雖とも初犯再犯共に重罪輕罪なるか違警罪なるときは常に再犯例を適用すへきものとすの理由なきにあらす兇惡なる再犯人中には殺傷強盜強姦等に撰む所なく異種の罪を續行し毫も意とせざる者往々これあることは著明なる事實とす累犯の最も畏るべき所以は其罪種の同しきよりも寧ろ刑法に違反することを意とせざるの性習にあり故に苟も初犯の處分に懲りずして再犯したる故を以て其刑を加重すへきものとせば再犯となるべき犯罪の種類を狹隘なる範圍に限定することは大に考ふべきものたるへし近頃佛國刑法改正案に於て此問題に就き最近多數の立法例に倣はすして舊則を保持したるは再犯者に對する刑罰の効力を鞏固ならしむるの意に出でたるものにして退歩と認むべきにあらざるを信す千八百九十五年巴里に開かれたる萬國監獄會議に於ても再犯は罪の輕重に従ひ汎く異種の罪に及ぶことを得べきの決議をなせり

次に現行法は佛國刑法の例に倣ひ重罪輕罪につき初犯と再犯との間に幾十年を経過するも再犯例の適用を妨げざるものとすれども是れ少しく酷に失し其必要なか如し故に修正案には初犯後一定の年限内に於て再犯の生ずるを以て再犯加重の要件とすへし是れ今日一般に是認する所にして佛國刑法改正案に於ても先に犯したる罪の輕重に従ひ五年又は十年の期間に定めたり最後の一大改正は現行法に於ては再犯の刑は初犯の刑に一等を加ふと定めたり然るに其の結果は重罪については多くも三年を超えることなく輕罪違警罪については刑期又は罰金額の四分の一を加重するに過ぎず而して三犯以上の場合と雖ども之と異なることなきか故に加重の分量一般に經きに失し近來累犯者の増加すること甚しく再犯を防遏するの精神は殆ど其の目的を達することを得ず是れ現行法の一大缺點なり故に修正案には加重の分量を増加し法律に定めたる刑期の二倍を以て再犯の刑期と定むることとなるへし

○岡田法科大學教授演說

(承前)

(茶話會に於て)

構造は上下二層になつて居りまして其上の部屋は不等邊の長方形とでも言ひます
 加斯う云ふ形ちをして居る



どうして斯う云ふ形ちに拵らへたかと云ふと此南に偏した所にはカピトルに登る
 石段がありましてそれを取毀つて牢獄にすることは出来なかつた一方はやかまし
 い街があつて是も取毀つことが出来ない、何んとなれば有名な「クイリヤセナトリユ
 ーム」と云ふものがあつて、それを毀つことは出来なかつた二面は有形の儘を存し一
 面はカピトル山であるカピトル山の岩窟を壞いて拵らへたのであります、それ
 が爲めに無理な「ノンナ」恰好になつて仕舞つた私の持つて居る圖に現に此岩窟を壞
 はして製造中の圖があります

それから大さは高さが五「メートル」で一番長い所は四「メートル」短かい所が三「メー
 ル」横の長い所が五「メートル」である、以て其大きさを想像するに足るのであります、
 盛大なる羅馬時代にも牢獄と云ふものは是丈けで事が濟んで居つた、何んとならば
 牢屋と云ふものは今日の様な目的には使つて居なかつたのである、それから此眞ん
 中所謂床の中央に直径七十「センチメートル」の孔がある、直径七十「センチメートル」で
 ありますから漸く我々の体らだを無理に通すやうな孔である、直径七十「センチメートル」で
 ある、さうして其下を見ますると下にモウ一つ部屋があつてそれは不正なる橢圓形
 です、下の橢圓に至つては四方其眞の岩窟を穿つたものに過ぎない、大きさはツイ漏
 れて居りますが割合から言ふと上の部屋と較べると此位しかない



さうして其下に通ずるには楕子は全くない、今の小さい孔から投げ下ろしたのであ
 る今日では見物させる爲めに横に狭い楕子が付いて居りますが、それは後に拵へた
 ことは能く分る、其下の岩を穿つたものは考古學者の鑑定では、直ぐさしろの「カピト
 ール」邊りから出て来る水溜に過ぎなかつたのである、其證據には、山の上から来る水
 溜が此山の麓にあつて、其水を排泄する爲めに更に下のまるい孔の横へ水道口を拵
 らへた、其口が遺つて居ります、其水排けから牢獄の下を通つて居る「クローアカ、マクシ

「マ」と云ふて、クローアカは水道、マクシマは最大の義であります、チーブル河からキーラムまで通して居る下水である、元こゝは沼地であつて到底都として堪へぬのを大工事をやつてチーブル河へ流した、其所へ落込む爲めに排け口が出来て居る、一度排け口を拵へ且は其上に五、メートルに四、メートルの部屋を拵らへたものであるから下の岩窟を半屋に使ふた、それが所謂チーヤイノムと云ふ獄である、構造に就ての話はまだ外かの方面例へば當時の建築の風から論して壁の拵らへ方なすが果して羅馬人の手に成つたか或は一面は綺麗に積んであるが、一面は天然の岩が壞いてある切りだかどう云ふ譯か或は手入をした人の名が書いてあるが零字で書いてあるが誰であるか云ふ鑑定等もありませんが夫等は省きまして此牢獄が獄制史なり刑法史なり又羅馬史なりの上にどう云ふ關係を持つて居るが、所謂歴史上の出来事の重なる事を一二述べます

先づ年代から言つて一番古く又事件から言つても中々大きい事で羅馬歴史を讀めば直ぐ引合に出るのは「グラツキース」と云ふ一族が恰も北條時分に和田家が放棄けたと云ふ風に一揆を起し掛けたことがある、此「グラツキース」の先祖は「チベルス、センプロニウス」と云ふのでありまして平民黨の極く大きな一族であります、それ

で御承知の通り此平民黨と貴族とが始終喧嘩して所謂兄弟内に闘く内は羅馬は外とに力を展ばすことが出来なかつた、それが仲直りした時分に此御宮が立つたから圖を指す和合神の像と云ふものが歴史上にも知れて居る、其平民黨の元祖が紀元前百三十年に其一族中のカイユースグラツキースが貴族派の爲めに自分の官職を奪はれてそれを遺恨に思つて對貴族の一派を形作つて事顯はれて「グラツキース」は死刑に處せられたのであります、其際に其一族は悉く此「チユリヤイノム」の獄に集められた、其事は當時の記録に明瞭に存して居ります、それに附隨した憫れな話は矢張此が「イユースグラツキース」の子供で十八才になるのが矢張牢に連られる途中で頻りに泣を流して自分の境遇を果敢んだ、ソコテ其友達で同じ年齢の者で矢張此黨派に與して牢に連れられて行く不幸の友が慰めて言ふにソナナに悲むことはない已れが善い事を教へて遣ると言ふて、今や此「チユリヤイノム」の獄に入れられやうとする時に其門の扉に頭を打ち付けて自殺した其打付けやうが餘り劇しくして腦漿が迸り出た斯う云ふことが書いてある、それが先づ第一の出来事で、其時分の「コンズル」はオビミコリスと云ふのであります、第二の出来事は有名なる事件で例のシセローイがカチリーナの一族を此獄に繋いだことがあります、カチリーナの騒動と云ふのは、ドンナ

事であつたかど申しまするに矢張政治上の争奪に過ぎないのであります。其謀が非常に巧みに設けられてあつたのみならず、黨派が非常に多かつたものであるから容易に偵察することが出来なかつた、さうして其カチリーナ一族中のセリヂュスと云ふのは結局自分が「コンヌル」になりたかつたのである、それが出来なかつた爲めに遂には國に叛いて旗を擧げやうと仕掛けたのをシセローが看破つて不義の謀を説破したのである。其裁判の時には「オーラム」から國を指す是は「カストル」と云ふ神様の像であり、す此邊から「ベスバチア」の像の邊「ヨゴルチア」の邊から貴族も平民も或は國を憂ふると云ふやうな者までも或は下つては、彌次馬に至るまで一抔に爰に満ちて、さうして果して獄に繋かれて居るカチリアが死刑を執行せらるゝや否やの返事を待つて居る其位黨派が廣まつて居るものであるからしてウツカリした人間に執行を任かせて置けば殺した積りで逃すかも知れぬと云ふのでシセローが自身に牢屋に行つて執行の結了するまで「チャント」見て外どへ出て來た、其有名な事件が矢張此五「メートル」に四「メートル」の牢屋の内、起つた、さうしてシセローが外どへ出ると人民がシセローを取巻いてカチリーナの一族をどうしたかど頻りに尋ねた所がシセローが只つた一言言ふたそれは「アエクゼロント」と云ふた誰も知つて居るが所

謂す鐵人を殺すと云ふ誠に甘まい言葉をしセローが三度言ふた其内の一つであるが「アエクゼロント」と斯う答へた、それはどう云ふ意味かと言ふと彼の者共は生きて居つた、彼等は生活せしと云ふ言葉である、さうして見ると殺されたのがまだ生きて居るか分らなくなる死刑執行されても其時までは生きて居つた斯う云ふことである、今出て來る時にまだ死刑執行せず居つたと云ふことにも取れる、さうして自分の家へ歸た、だから反對黨も何んとも言ふことは出来なかつた餘程甘まい言ひ方である、併しながら死刑が執行された、國賊が斃れたと云ふことが分つてから國民は此シセローを所謂國を救つた者として其晩はシロセーが通る兩側の家は下の段から上の段まで燈火が一面に點いた、曾見やうと思ふて燈火を點じて首を出すと云ふ有様であつた、さうして「ベスタ」の廟の横を通つて「バラチン山」へ昇つた所が段々上に昇るに隨つて上の方まで燈火が點いた、斯う云ふ記事がある、是が第二の著名の事實であります、第三の此牢獄に就ての著名の事實は敵の捕虜若くは其外かの捕へて來た者は先づ此牢獄に繋ぐ、さうして特別に免除されない者は此所で死刑に處せられたと云ふことである、敵の捕虜若くは敵の大將で、此牢獄の内、死刑を執行された有名な事件は四つ程ありますが、其内の先づ第一は「ヂュキニルター」と云ふ「メンヂヤ」と云

ふ所で耶蘇紀元百五十年程以前生れた人で自分の國で兄弟同志で位を争つてさうして自分の兄弟が遂に羅馬を味方に頼んだ、だからして此ヂュキユルターは己むを得ず羅馬と戦ふやうになつた、さうして其戦敗れて遂に虜になつたのであります、此ヂュキユルターと戦つた、コンスルはマリエスとメツテリユース此メツテリユース一族の墓は現に羅馬に大きな墓が遺つて居るヂュキユルターが捕はれてからの記録は精しい物が遺つて居るさうであります、元來此牢獄の所までは凱旋軍の行列は來ないサトルヌの近所で止まつて仕舞つてさうして近衛兵の如きものがヂュキユルターを牢獄に伴つて、モウ敗將を獄に投ずるのであるから甲冑から凡てを其連れて行く者が奪い取つて仕舞ふ其時にヂュキユルターは金の耳環を欲めて居つた其時分は男でも耳環を付けて居る慣習であつたそれを取合ふ爲めに耳が裂けたと云ふことが書いてある、所が此ヂュキユルターと云ふ人は非常に強い大將であつたと見へて上への段ならば宜いが下の狭い孔です所謂、チユリヤームの内へ投込まれて通例は死刑執行後に投り込まれたがヂュキユルターは生きながら投り込まれたさうしたら中で、エルキユラスと神様の名を叫んだ日本で言ふとオヤ／＼と云ふ位であります、此風呂場は馬鹿に寒いと言ふた、風呂場と云ふことは羅馬の歴史で昔は

今の俱樂部と云ふものは風呂場であつた、テルモへ行て見ると冷浴、温浴、蒸氣浴と云ふ此部屋位の所が三つ位あつて、其外かに馬場の様な運動場、書籍室、体操室が出来て居つて大きな御殿の如きものです、それで浴室と云ふ言葉は大變意味があるヂュキユルターが馬鹿に寒い風呂場だと叫んだ、さうして六日間絶食して餓死したと云ふことである、其後引續いて、フアピウス、マキシムス及ピットウ、井ブスと云ふ人が撃かれて特赦された、それからポール、エミールと云ふのも許された、それからヂュクヤス、シーザーは例の佛蘭西人の祖先たるゴールの大將のヘルゼンゼトリックスと云ふ人を此中で矢張殺した、それからモウ一つ最後に此牢獄の歴史と離るべからざるものは例のセントピーター、サンピエトロと云ふ僧が此獄に撃られた其サンピエトロの撃られたのは、ヂュリヤームの上の段であつて其所へ外かの囚人と一所に居てそれに洗禮をして遣りたい、段々教化して同室の囚人が服したものだから洗禮をして遣りたいと思つたが水がない、ソコテ祈つた所が其部屋の一隅から靈水が出て洗禮をして遣た、と云ので、今に水が出て居るのです、祈禱に依て湧いたか外かから湧いたか知ぬが今日でも非常に奇麗に冷たい水が上方の一隅にありまして上の段に居る寺の和尚が案内して見せて呉れるが、其説明にはサンピエトロが祈つて出るやうに

なつたと云ふ、恰も日本の弘法の話と能く似て居る、それで此「テニリヤーム」の話は其位の事でありませうが猶此獄と引續いて離るべからざるものは今申しました牢獄の横にある「スカレ、ヂエモニエー」です、是は此前の「ヴェニス」の話の内に「溜息檻」と云ふことを書きましたが此名から出たかも知れぬ、是は「溜息檻」と云ふことで、す其所は歴史上どう云ふ事實があるかと云ふに死刑の執行を了つた上に遺骸は横の「チーブル」河に抛込だのである、其時此「檻」を引上たのである、随分難駁な話であるが其死骸を引上るとか或場合には其所に遺骸を露らして置いたと云ふことからして有名人のであります、中に最も憫れな話は「チ、ウス、サヒヌス」と云ふ人が矢張精しいことは省いて犯せる罪あつて自分の家來と共に此獄に繋かれた、其時の記事に犬に就て大變憐れな話がある、主人が獄に繋かれて居る間は其牢獄の外に犬が居つてどうしても動かない、暫く經て死刑を執行されて其遺骸を「スカレ、ヂエモニエー」を引上げて持つて行かうとすると犬が後だから付いて來る逐拂あふとして食物でも與へるとそれを食はずに死んだ主人の口へ持つて行つて食はせやうとするそれから「チーブル」河へ其遺骸を投込んだ所が沈み掛けると犬が泳いで行つて啣へて沈まないやうに骨を折つた斯う云ふ事が書いてある、まだ其外かに「檻」の記事で「エクルヌセ

「チーネスピテ、リニヌス」の話もありますが諸君に直接の利益の話でないから省きまして牢屋と右の石段との外に刑罰史の内、羅馬に遺つて居る肝腎のものは「タルベ、イアン、ロク」と云ふ崖の上で其所から人を突落したと云ふ所である、「タルベ、イヤー」と云ふ名は何處から來たかと云ふとどうも作り噺であるかも知れぬが羅馬建國の初めに例の「サアピン」人と羅馬人と戦さをした時羅馬人は「バラチン」に立籠つて居る「サアピン」人は「カピトル」に立籠つて居つて、戦さを仕様と云ふ時分に羅馬人が堡砦を通うらうとした所が其堡砦の番人をして居つた家族の名を「タルベ、イヤー」と云ふのです、それが内通したのです、即ち敵に通して門を開けて通して遣つた其後羅馬人と「サアピン」人は和睦して内通した「タルベ、イヤー」は褒美を呉れと言ふたもんだから羅馬人が怒つて敵に通した者には遣れぬが何が愆しいかと云ふたら金が愆しい、「ソナ」金の代りに鐵遣らうと云ふて劍で首切つて仕舞つたと云ふ話があるさう云ふ不淨の所であるから其堡砦の跡を刑罰執行の場所に用ひたと云ふ話であります、それが羅馬の遺蹟中で監獄史並に刑罰史に關係があります、其外「ロストラ」と云ふのが三つあります、が「ソナ」ことは外かの話になりますから省きますが、要するに監獄と言ひ牢屋と言ひましても時代が違ひ隨て目的が違ふ爲めに世界の三分一を領したと

稱する羅馬の其都にあつた牢獄も兎に角一室の大きさは斯んなものであつて未決中の四人も繋ぎ死刑の執行も其内で行ふと云ふことを想像しますると随分今日から見れば驚くべき話である要するに刑罰の歴史は日本が徳川時分に各種の刑罰があつたと云ふてもそれを以て日本が一番残酷の刑罰をやつたと考へたら大きな間違である或時代には歐羅巴の刑罰の方がズット残酷であつた唯今日に至つて始めて一定の進路を見出して彼のガロファロの言ふやうに緩とか厳とか刑罰の重とか輕とか云ふことは刑罰の字引から抹殺されて所謂社會の必要の殊に標準がないと云ふ時代に移る以前には斯う云ふ慘憺たる時代もあつたと云ふのであります是丈けで今日の話は仕舞ひます(拍手)

○條件附裁判論 (第四)

小山 松吉

前司法大臣たりし議員ペラハ、エーノ大臣に對し反對的質問をなして曰く「新法律を實行するときは裁判所は各其心證に依り執行猶豫を言渡すべく、從て其恩恵に浴す

るものと否らざるものとを生し不公平の處分となるべし、法律は何人に對しても同等なりとの原則は此れか爲に打破せらるるに至らん之に對する政府の意見如何」と此質問に對するエーノ大臣の答辯は滿場の同情を喚起したり、大臣は徐に説て曰く「此法律を實行することは予か司法大臣として就職したる時以來の宿志なり、予は在職中一千以上の特赦申請を受領せり、其大多數は貧民よりの申請に係り予をして監獄は囚人を墮落せしめ消滅すべからざる侮辱、困苦及飢餓を其家族に與へ其家父と慈母とをして斷腸の悲劇を演せしむるに至るものなることを感せしめたり、刑法は一般の形式に従ひ行はれ等しく同一の刑にして此者に對しては正當なるも彼者に對しては不正當なるべきことあるも裁判所は毫も顧慮せずして判決をなす、而して禁錮刑の言渡を受けたる多數は實に雨傘一本肩掛一枚麵包一個と云へる如き僅少の物を盗みたる者にして、其判決の結果は彼等を驚くべき悲境に沈淪せしめ、彼等の幼き可憐なる子女に對し世上の同情を喚起せしむるのみ、足下は此貧しき家父及慈母中、榮辱の感念を有する者は實に僅少なりと信する乎、予は足下に明言す此の如き者實に千人を數ふることを、予は精密なる調査をなし特赦申請は一も其價値なきものなしと認めたることを茲に議院に保證すべし、若相違することあるときは是れ實

に司法大臣として予の義務を毀損するものなりと信ず、是れ予か本院に條件附裁判の法案を提出せんとする思想を生したる所以なり、予は總ての判決に付ての記録を提出せしむることを得ず、故に法律が執拗に處罰するを要せざる者と、禁錮刑を言渡すも毫も其効なく唯人民界に於ける價値を減少したるに過ぎざる者とを區別する爲必要な説明を求むるに由なし、然れども予は此場合は區別をなすこと困難なりと云ふにあらず、否之を明確にせざるべからずと信ず、或は判事は之を認むること能はざるべしと云ふ者あらん、然れども未だ曾て罪を犯したることなき被告人の多數中、最長刑に罰するも尙且假借するを要せず、其行爲よりすれば拘禁は寧ろ短期にして之に對しては同情を表するを要せざる惡漢を發見するは果して難事なる乎、其區別を發見するは是れ實に判事の最も美なる問題にあらずや、是れ判事が履行することを得る最も感謝すべき問題なることを茲に附言すべし、バラ君！君は最終の大臣在職中一萬二千の特赦申請を許可したり、此多數中には條件附裁判をなすべかりしものありたるべく又當然許すことを得ざりし放免もありたるべし、大臣は彼か監獄より放免したる者に付ては判事か條件附裁判に於てなすべきか如く、放免と否との區別能力を有したる乎、而して同様の恩惠に浴せざる輩及禁錮刑の爲に不幸に陥

り再び罪を犯すより外、途なきに至りたる者に對しては、當局者は如何に辨解をなすへき乎、右の如き情況の下に司法大臣か許可を與へたる一萬二千乃至一萬四千の特赦申請中には政治的要求に於ける許可なるもの果して存在せざる乎、大臣は右の如き要求の爲に許可を與へたるにあらず、許可の裁決は決して政治的利益の關係より之をなすものにあらずと主張すべき位地にありたる乎、嗚呼、是れ特赦許可に對する世人の疑惑なり、若従來司法大臣か特赦權の補助を以て短期自由刑に關し實行したる職務を條件附裁判の施行に依り裁判所に移付するときは司法大臣に對し右の如き疑惑を懐くものなきに至らん

衆議院は十九名に對する六十五名の大多數を以て草案第九條を可決し、本法施行の結果は毎年議院の一院に報告すべしとの第十條の改正を議決したる後、九名内五名は可否を表せざる者に對する七十三名の大多數を以て草案全部を可決したり、本法の元老院に送付せらるゝや、其會議に於て政府委員は曰く「裁判所并行政官か立法者より指示せられたる新問題を慧敏周密及公平を以て實行するときは新制度は社會的恩惠の性質を有するに至るべく立法者の目的は茲に初めて達することを得べし、又立法の諸機關は法律の實効如何を調査し、之をして益、其歩を進め効力を奏す

ることを得せしむべき地位に在るものとす
 司法大臣は元老院に於ても亦演説をなしたり、本法は不當の宥免を與ふる惡意にあ
 らざることを反覆して曰く「實に驚くべき多數なる彼の輕き刑の濫雜なる適用は刑
 の衰弱を來たすものなることを予は確信す、裁判官は其言渡したる刑の効力を法律
 の條件に適合せしむべき權能を有するを以て未來に於ては刑法の適用は益々嚴酷
 となるべし、吾人は今後裁判上、刑の減輕は殆ど見ることを得ざるべし、若ありとせば
 犯罪事實の輕微の爲に稀に減輕せらるゝものにして、本法に依り裁判官か條件附に
 言渡をなすか如き正當の思想より出づるにあらざ、刑法か裁判官に許與したる廣大
 なる刑期の範圍は毫も顧慮することなく嚴酷に處斷すべきことを彼に許可したる
 ものとす

大臣の演説終るや滿場一致(出席者四十二名)を以て可決し、茲に條件附裁判に關する
 法律は成立したり

(二)實地の成績

一千八百八十八年五月三十一日の法律第十條に依り、司法大臣より議院になしたる
 報告書の二三を舉ぐれば左の如し

論

第一回の報告は一千八百九十年五月十七日の衆議院に提出せられたり、此報告は一
 千八百八十八年六月より一千八百八十九年十二月に至る十九箇月間の成績を掲げ
 たるものにして、卷頭先づ司法大臣の序言あるを見る曰く「條件附裁判は犯罪と刑罰
 との關係上之を罰するを要せざる場合に於て管に刑の減輕の方法なるのみならず
 殊に再犯豫防の規則たらざるべからず、故に執行猶豫の期間は十分の繼續あるべき
 ものとす、然るに惜むべし各裁判所は之を達觀すること能はざりし、法律は試験期間
 を五年まで延長するの權利を裁判官に許したるにも拘らず此權能を十分に使用せ
 ざるの遺憾あり、故に裁判官の指定する試験期間は從來よりも尙長期ならざるべか
 らずと信す

所謂十九月間に於ける懲治警察裁判所及警察裁判所の判決總數は二十八萬四千二
 百七十九件にして、内條件附裁判をなしたるもの一萬三千百九十五件あり而して二
 百四十六件は試験期間内再ひ罪を犯したるものなり、之を區別すれば左の如し

懲治警察裁判所の分

判決總數

六萬一千七百八十七件

内 條件附裁判を言渡したる件數

八千六百九十六件

内 再ひ罪を犯したる件數 百九十二件
警察裁判所の分

判決總數

内 條件附裁判を言渡したる件數

内 再ひ罪を犯したる件數

三控訴裁判所に於ての判決は左の如し

第一審に於て言渡したる條件附裁判を取消したる件數

四十三件

第一審に於て許可せざりし條件附裁判を言渡したる件數

六十七件

條件附裁判を言渡したる事件の罪質は左の如し

重罪輕罪

八千四百八十五件

警察令の違警罪

二千二百八十六件

州及市町村行政廳の違警罪

四百四十七件

特別規則の違警罪

一千九百七十七件

論

說

右の中懲治警察裁判所に於ける罪名を擧ぐれば左の如し

身体傷害

三千三百三十九件

竊盜及受寄盜

一千八百〇三件

官吏侮辱及官吏抗拒

九百六十一件

建造物及器物毀棄

二百一十一件

誹毀

二百一十一件

詐欺及背信

百二十五件

偽造

四十九件

食料品偽造

四十四件

被産

二十六件

家宅侵入

二十三件

過失殺

二十件

決闘

十三件

賭博

七件

放火

六件

第二回の報告は一千八百九十一年七月七日提出せられたり、報告書に於て司法大臣は曰く『十六萬二千八百九十一の判決總數の内一萬四千三百九十九件は條件附裁判にして内再犯と確定したるもの三百三十三件あり、新法律公布以來の總數を算するに四十四萬七千七百七十の判決總數の内二萬七千五百〇四件は條件附裁判にして、内五百七十八件は再犯となりたるを以て約百分二の再犯を生したるに過ぎず、故に新法實施の結果は刑事立法に於ける新原則實施に付ての懸念及疑惑を排除したるものとす

試に第二回第三回(一千八百九十一年度)及第四回(一千八百九十二年度)の報告を表記すれば左の如し

監獄協會裁判所 及警察裁判所		再犯件數表		
件數	年度	一八九〇年	一八九一年	一八九二年
判決總數		一六二、八九一	一九七、二三九	一九五、四六〇
條件附裁判の件數		一四、三〇九	二一、一九三	三七、五一〇
再犯ノ件數		三三二	七〇五	一、三二六

同上罪質區別表		年度		
罪質	年度	一八九〇年	一八九一年	一八九二年
重罪		八、二二五	二二、一四	一八、九一五
輕罪		二、四三七	四、三六一	九、七六五
警察令ノ違警罪		八六四	一、五七六	三、三〇三
州及市町村行政廳違警罪		二、七八三	三、一四二	五、五二七
特別規則ノ違警罪		一四、三〇九	二一、一九三	三七、五一〇
合計				

同上控訴事件表		年度		
件數	年度	一八九〇年	一八九一年	一八九二年
第一審ノ條件附裁判ヲ取消シタル件數		三九	七四	四五
第一審ニテ許可セザリシ條件附裁判ヲ言渡シタル件數		七五	一一八	二三八

(未完)

雜錄

○明治三十四年中監獄行事

浪華生稿

鷄鳴一聲破天荒、山川草木又一新、吾人は茲に新たに明治三十四年昇平の春を迎へ第二十世紀の第一年となりぬれば吾人も亦其理想心性を一新して 聖世の民たるに愧ぢざるの覺悟なるへからざるは苟も臣民たるもの奉公の義務と

謂ふべし、而して吾人の茲に奉公の義務とし云へるは學國の民、總て貴賤となく老幼と云はず所謂大義名分を明かにし各其職司を恪守し我帝國の光榮と隆盛を以て併せて之を双肩に擔ふの覺悟あらまほしきこと即ち是れなり、吾人は茲に第二十世紀の第一行程たる新年に際し讀者諸君に相見ゆるに當り筆硯を清ふし茲に新に迎へたる明治三十四年中に於て我監獄事業に施すべき新經營、爲すべき改其事項の重なるものに就き思ひ出でのまゝを臚列し當局者と共に研究を試みんとす幸に諒之

一、監獄管轄權の一定を期すること は即ち監獄

費國庫支辨法施行の結果として必然起るべき問題なるのみならず既に昨年度庫支辨法施行以前に於て監獄事務の主管を内務省より分離して司法省に屬せしめたる順序より之を觀るも監獄の直接管轄は依然として従前の如く地方長官の手に隸屬せしめ置くべきにあらざるは勿論、恐くは政府も亦管に監獄の監督問題將た又監獄費國庫支辨法實施に伴ひ之に關聯する諸般の改良事項に就き計畫成算あるべしとは世人の既に公言せし所に於て、換言すれば即ち監獄の管轄を司法省に移しながら其直接管理權を久しく地方行政官たる府縣知事に放任し置くの豫期にあらざりしなるべければなり、否、寧ろ必らず此間に適應の消息ありたるは吾人の確信して疑はざる所にして既に其監督權は司法省に移され、加ふるに國庫支辨法は施行後粗く其整理の緒に就かんとするの今日、唯遺こすものは此監獄管理問題のみ、而かも此管理問題の今日尙未決の理にあるは亦故なきにあらざるが如し、何となれば即ち府縣監獄官吏の俸給等は本年度は既に内務省所管の内に決定せられあり容易に分割すべからざるに職由せり、今や三十三年度は僅かに三月を餘すに過ぎずして吾人の聞く所に據れば明治三十四年度の豫算に於ては總て之を分割し地方監獄費の款中に合製し既に議會に提出せられんとす

と云ふ、果して然らば本年四月に至らば必ずや政府が嘗て措劃したる方針に向て監獄管理權の一定を期するは固より疑なき所に於て而して其計畫の方針は果して何れの邊に歸着するやば吾人の豫知する所にあらずと雖も吾人の理想とする所は今後監獄の管轄權は府縣知事の手より全然之を分離し是非共司法大臣直轄の下に置き以て其監督を勵行せられんことを希望するにあり

二、監獄監督の勵行を期せんには監獄巡閱官を特設するにあり 是は清浦會頭の獄制意見中にも見ゆる所にして吾人も亦當初より爾かく思惟せり何となれば監獄の管轄權にして吾人の理想の如く司法大臣の直轄と爲すものとせば其監督の周到は吾人之を監獄巡閱に待たざるべからざるを信ずればなり監獄巡閱にして屢次勵行せられざらんか中央と地方との間に意思相疏通せざるのみならず理

論と實際と愈々相違かり行刑の禁實獄制の改良は得て之を望むべからざるに至るは當然にして既往、既に爾かり將來に於ても監獄行政を獨立せしめ其監督を忽諾に附するあらんか其名實、相隔絶するや素より當然ならんのみ、宜なる哉當局既に茲に觀る所あり監獄巡閱官特設の議熟せるありと、是れ至當のみ、當然のみ、豈に敢て之を異とするに足らんや、即ち吾人は亦監獄巡閱官の特設を以て明治三十四年中の行事の一に數ふる所以なり

三、監獄の廢設分合に就て 是れ亦監獄行政整理の結果として須らく攷究を要する事項なりと雖も是れ實に容易の業にあらざるのみならず財源に限りある總額四百八拾万圓の監獄經費の範圍内に於て吾人か嘗て理想とする囚人監、拘留監の分設、尙進んては幼年監、女監の特置等は得て遽かに之を企畫斷行するを得ざるは勿論なりと云ふと雖も是れ亦た其研究推蔽の如何に依ては強ち遂行し得べからざる事項なりと即斷すべからざるか如し何となれば現在の如く全國四十餘府縣に特設せられ

たる總合監獄(總合とは各種の監獄を合置したるを云ふ)は其經費を國庫支辨となし亦其管轄を本省直轄となすの今後に於て必らずしも斯る多數の監獄を存置するの必要なきのみならず交通機關の整備を利用せば吾人は全國中約十地方位の總合監獄は優に之を廢合し得べきものあるべしと信ずればなり、果して然らば其廢合より生じ得たる所の經費を以て豫期の計畫に適應する分類的監獄を設置するの方針に進行せんこと亦た強ち難事にあらずべきを信ず、唯吾人は確信す習慣の惰力は急遽に之を矯正するは人皆之を難しとする所なりと雖も其難きを避けて之を遂行するの仁俠勇氣なきは政府の爲めに採らざる所なるのみならず否寧ろ吾人は我國監獄事業の爲め累を他日に貽さんことを憂ふるの情切なるものあればなり

四、刑法法の起草 是亦將に明治三十四年中に監獄當局者が當然爲すべき責務の一に屬せり、現行の監獄則なるものは明治十五年來施行の刑法を基礎とし再度迄之の一部の改正を加へたりと雖も其

根本たる刑法は諸種の點に於て缺漏多きは當り法曹社會のみならず社會一般の公認する所にして政府も夙に茲に觀る所あり既に法典調査會の審議を経て當期議會に提出せんと議ありと云ふ、果して然らば其結果として行刑法の上にも一大變革を加ふるの必要あるは素より當然の事理にして、刑法改正案は既に以上の如く大成せるあるにも拘はらず當局未だ行刑法の起草立案あるを聞かざるは吾人の嘗て怪訝に堪へざる所にして吾人の轉々當局の其遠慮なきに驚かざるを得ざるなり、聞く所に依れば刑法改正案中監獄行政に密接の關係あるは刑名を簡約にし、刑の範圍を擴充し、一部の執行猶豫を採用し同時に又假出獄の制限を擴張併用し監視制度を改め、島地發遣刑を廢し、再犯加重例を改め、責任年齢を更改したる等は蓋し其主もなる點にして以上の改正問題は何れも皆吾人の歡迎して措く能はざる所なると同時に監獄當局實務家の曾て頻りに改良を絶叫したりし筆舌の發して而して茲に到りたるものなるを喜び且法典調査委員の一人たりし小河岳洋先生の徳を頌せずんばあら

年に發したるものと云ふべし吾人は須らく第二十世紀の第一年に於て之か扶植培養に盡瘁せずして可ならんや、付感化法に關する主管は目下内務省に屬せしめありと雖も既に斯業は其性質に於て監獄事業と密接不可離の關係を有するを以て是れ亦早晚免因保護事業と同様司法省に隸屬せしむるの必要あるを信す、然りと雖も吾人は唯信す、感化事業と云ひ保護事業と云ひ、兩者等しく我監獄事業と密接の關係ありと雖も其實質外容に到ては共に全然監獄事業と分離殊別するの必要あるは當然なりと

六、監獄作業の整理擴張に就て　は曾て監獄當局者の間に熱心企畫する所にして殊に昨年監獄費國庫支辨法發布以來は政府に於ても監獄作業の改良發達を獎勵し收入増加を督勵しつゝあるは要するに監獄自營の點に於て寔に善し、然りと雖も倍如何せは果して監獄作業の發達を期し多額の收入を見るを得べきやは否として疑なきか如く未だ曾て作業擴張に就ての手段方法なるものを公表せられたることなきは吾人の竊かに遺憾とする所なり、

ざるなり、既に以上の如く刑法改正案は大成せられたるあり行刑法の起草研究亦一日も緩ふすべからざるの今日、吾人が進歩的思想も亦年と共に新となれり當局者幸に研鑽する所ありて可なり

五、感化院の設置出獄人保護事業の作興　は亦た監獄行政の改良に伴ふ必要機關たるに拘はらず今將た如何の狀をか呈する吾人之を想像するたに遺憾の感なきにあらず感化法は發布後正に一年に垂んとするに未だ一も設置の計畫あるを聞かざるのみならず地方議會は容易に之が設立に關する經費を支出せず地方長官亦之を以て不急となせるが如き傾きあるは要するに其經費の地方稅負擔たらしむるの結果に依るべしと雖も吾人をして世間亦仁俠の慈善家に乏しきを慨せしむ、而して免因保護事業は如何是れ亦寥寥として全國四五の地方を除くの外は成績の良好なるを見ず、是れ寔に痛嘆に堪へざる所なり然りと雖も謂て之を考ふるに前者は既に法律の公布となり、後者も亦官制上、司法省監獄局の職務の一に明記せらるゝに至りたるを以て之を觀るも兩者の嫩芽は既に第十九世紀の末

抑も監獄作業は生産的事業にして加ふるに囚人に作業を科するの目的は懶惰遊逸の徒を驅て自働自營の民とし所謂人類天賦の稟性に副はしめんとするにあることを想へば作業は即ち取りも直さず刑罰執行の必要條件にして一面、亦國家が監獄行政に要する經費の幾分を補償せしむる爲め國家及經濟に裨益ある種類の作業を選擇するの必要あるは固より論を俟たずと雖も收刑の多き作業必しも行刑上に要求する總ての條件を充たす能はざるのみならず往々杆格支吾を生し其結果却て兩者の間に相背反し當局者をして其操縦に困頓せしむるもの多きは常に吾人の痛心して而して指く能はざる所なり假令分房制は吾人の理想上殆んど完全の制度なりと謂ふと雖も現今我國の狀態に在ては分房制施行の結果は却て作業の選擇に困難なるのみならず收刑の點に至ては殆んど雜居制の利なるに若かず、然らば監獄作業をして強て收刑的經濟事業たらしめんか其民の生業を妨害するの虞あり、而して亦其細目に立入り監獄作業は官司業、受負業何れを撰むべきやと云へば監獄當局者は即ち異口同

吾に行刑上其官司業の受負業に優る萬々なりとの答辨を與へ得べしと雖も而かも其官司業を擴張するの曉に至ては之に伴ふ巨額の固定及流動資本を要するは勿論其製品の販路を擴むるの結果は忽ち民業を阻害し地方細民の生業を奪ふにあらざれば即ち止まず、然らば即ち之を受負作業として擴張を圖らんか行刑上に種々の弊害を招來すると同時に勞銀の關係等に依り當該職工の業を奪ふと同一の結果を生ずるのみならず偶々以て監獄經濟の獨立を期するを得ざるに至るの虞なき能はず、以上は實に監獄當局者が曾て作業の擴張施行に尤も困難を感じつゝある主なる理由なるが如し、果して然りとせば監獄作業の擴張整理は最も實務家の難しとする所にして又主働的政府の方針如何を聞かんことを欲する所なり今や監獄作業は民間實業家の間に研究せられんとするの秋に際し一面又政府が自ら之が改良發達を計畫しつゝあり此際須らく一定の方針を策立し當局實務家をして適從する所あらまほしきこと吾人は茲に明治三十四年中の監獄行事の一として當局政府に希望する所なり、付

監獄作業の收入にのみ偏するは吾人の敢て取らざる所、換言すれば營利は即ち監獄最終の目的にあらざることを覺悟するを要すと云ふにあり以上は唯々吾人が明治三十四年の新春を迎ふるに當り一年の計は一月にありの世に慣ひ本年中行事の主要なる事項に就き希望、否、抱負を述べたるに過ぎずして而して其細目に至つては他日更に其時機を見て讀者と共に研究する所あるべし敢て年中行事を作ると爾云。

○明治三十三年小歴史

歲次聿に革まり明治三十四年の新乾坤を迎ふ、吾人茲に筆硯を新にし既往一年間の監獄の小歴史に鑑み前途の監獄改良を想像するに吾人責任の上に轉々一層の重きを加へたるを自覺せすんばあらざるなり、即ち吾人は例に依て過去一年間に於ける監獄重要記事を左に輯録し讀者の參考に供することとせり

辛丑春王正月 雜誌記者識す

十五日 法律第二號を以て刑法附則中を改正し鑑定通辯又は翻譯等につき數多の時間又は特別の技能若くは費用を要するときは日當の外相當の金額を給與することを得るの件を公布せらる

十六日、法律第四號を以て府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨に關する法律を公布せる、由來府縣監獄に關する經費は從來總て國庫の負擔たりしも明治十三年十一月布告第四十八號を以て國庫の財政整理の爲め其費用を舉げて地方稅支辨に移され、爾來二十有一年、此間地方事務の發達に伴ひ漸次地方の負擔増嵩し一面、地方自治制の實施と相前後し明治廿三年中監獄費を國庫支辨となすの法律案を帝國議會に提出せられたるを嚆矢とし以後年を逐ふて同法案は政府或は貴衆兩院より交互議會に提出せらるゝこと前後數回に及びしも種々の故障の爲め常に非決の不運に遭遇せしも時世の進運に遂に監獄改良の忽語に付すべからざるを曉らしめ時恰も改正條約實施の期に際し亦一面國庫財政上に多少の餘裕を生じたるを機とし更に政府より該法案を

提出し前年即ち三十二年十二月二十日を以て全兩院の確定義を経たるものにして此法律は即ち是れ實に吾人か十年一日の如く監獄改良を絶叫したる全局の希望に對し其一部は正に是に依て其目的を達したるものと云ふも可なりと信す、是れ即ち吾人か監獄歴史上強記すべき紀念なりとす

十七日 內務省令第一號を以て府縣監獄に屬する物件の處分方制限令を規定せらる、本令は前項法律第四號府縣監獄費國庫支辨法律に依り命令の規定に譲りたる結果にして法律施行の期に至り國庫に歸屬する財産の減少並濫賣を豫防したるに過ぎざるなり

十九日 內務省監獄局長大久保利武君、任鳥取縣知事。鳥取縣知事久保田貫一君、任內務省監獄局長。飯高等官二等

廿六日 勅令第十四號を以て警部、監獄書記、看守長特別任用令を臺灣總督府警部、監獄書記、看守長任用に適用する件を公布せらる

全日 勅令第十五號を以て明治二十九年勅令第

百三號に依り特別任用せられたる臺灣總督府典獄、監獄書記看守長にして引續き在務の者は各其同一官職に限り他に轉任することを得るの件を公布せらる

二月

廿六日 法律第十八號を以て保管金規則中改正の件を公布せらる、本令は同則第一條に保管期限「滿三十年」とありしを「滿五年」と改めたるものにして政府保管の義務を有する公有金私有金の期滿失効を改正したるものなり

廿八日 警察監獄學校第一回卒業式を舉行したり
全日 警察監獄學校規則を改正し官報にて發表す、其主なる點は第一種生の學期六ヶ月を一年とし監獄書記、看守長たるの資格を有するものに第二種生たるの資格を與へたる等なり

三月

二日 大藏省訓令第二號を以て明治三十三年度歳入科目表を規定せらる(監獄に關する歳入科目も此中にあり)

三日 法律第二十五號を以て重罪控訴豫納金規則

齒輔車も齒ならざるは固より論を待たざる所なり

同日 法律第三十八號を以て精神病者監護法を公布せらる

同日 時正に全國典獄の出京を機とし監獄協會の總會を日本橋俱樂部に開く、先是監獄協會規則を制定し、當日更に會員の推薦に依て清浦氏を本會々會頭に小河氏を副會頭に山上氏を同委員長に推選することとなり諸氏の承諾を得たり

三十一日 勅令第九十三號を以て地方高等官俸給令を改正公布せらる、本令は吾人か嘗て熱心に希望したる典獄の増俸令にして改正令は一級千二百圓以下六級六百圓とし尙京都、大坂、神奈川兵庫の二府二縣は各二百圓、長崎、新潟、愛知、宮城、廣島、福岡、熊本の七縣に限り各百圓の加俸を給することゝなれり

同日 勅令第九十五號を以て地方官官制に改正を加へ府縣判任定員七千人を七千八百八十人とし定員の外府縣の須要に依り技師、技手、通譯を置くことを得るの件を公布せらる、而して通譯は判

廢止の件を公布せらる

全日 法律第二十六號を以て輕罪控訴規則廢止の件を公布せらる

全日 法律第二十七號を以て罰金及追徴に係る上告手續廢止の件を公布せらる

以上の三令は人權尊重の機運漸く熟し個人の權利伸暢に對し從來豫納金制度を採用したりしは健訟の弊を防ぐにありしも其不當にして壓抑の遺風たるを認めたる結果にして其結果の如何は姑らく措き權利は平等なりとの格旨に出づ

五日 典獄訪問會開會の爲め全國典獄を内務省に召集せらる、而して諮問案の主要なるものは府縣監獄費國庫支辦法施行に伴ふ緊要なる準備事項并監獄統計小票計査式採用に關する件等なり

十日 法律第三十七號を以て感化法を公布せらる、本令は不良少年感化の唯一機關たる感化院設置法律にして既往は總て一個人の慈善事業に放任したりしも何れも其組織基礎充分ならざるを以て此法律の制定を見るに至りしものにして由來感化事業は監獄事業と密接の關係を有し扞

任とす

同日 勅令第百十五號、第百十六號を以て警察監獄學校官制に通譯官三人を加へ其俸給令を公布せらる

四月

一日 内務省に於て例年の通地方官會議を開き監獄の事項を指示せらる其の大要左の如し

一 府縣監獄費國庫支辦法施行準備に關する件

二 國庫支辦法施行法の監獄經費收支概算決定の旨趣に依り將來の措置に關する件

三 監獄書記看守長の俸給配當并人物精撰に關する件

四 看守、醫師、教誨師人物精撰に關する件

五 感化法施行に關する注意事項の件
二日 内務省監獄事務官小河滋次郎君、白耳義國ブラッセル府に開設する第六回萬國監獄會議へ委員として被差遣

七日 司法省參事官石渡敏一君、前同斷
六日 大藏省令第十一號を以て集合支拂命令交付

に付通知書書式を改正せらる
 二十七日 勅令第百六十六號を以て内務省官制中
 を改正し監獄の主管を内務省より削除の件を公
 布せらる

同日 勅令第百六十七號を以て司法省官制を
 改正し監獄及出獄人保護に關する事項を司法大
 臣の管理に屬せしめ監獄事務官を二人とし屬二
 十五人、技師一人、技手二人を増加せらる

同日 勅令第百六十八號を以て集治監官制中
 「内務大臣」とあるを「司法大臣」と改正の件公布
 せらる

同日 勅令第百六十九號及第百七十號を以て
 警視廳官制并地方官官制を改正し監獄に關する
 事項に付内務大臣とあるを主務大臣又は司法大
 臣と改正の件公布せらる

同日 勅令第百七十一號を以て高等官官等俸
 給令中を改正し監獄事務官の官等を司法省の部
 四等乃至八等の欄に追加せらる

同日 勅令第百七十二號を以て監獄則中を改
 正し「内務大臣」とあるを「司法大臣」に改正の件

を公布せらる

以上の數勅令は即ち監獄事務の主管廳は内務
 大臣の管理監督に屬せしむるを現在の如く司
 法大臣の管轄に移されたる結果にして監獄治
 革史上吾人の須らく記憶に存すべき重要事項
 なりとす、而して以上監獄管轄變更の施行期
 日は何れも三十三年七月一日なりと知るべ
 し

五月
 七日 警察監獄學校教授山上義雄君、兼任監獄
 事務官

十五日 法律第八十三號を以て裁判所及臺灣總督
 府法院共助法を公布し囚人及刑事被告人の押送
 に關する規定は勅令の定むる所に依らしむ

同日 勅令第百七十四號を以て前項の共助法に
 依る費用及囚人刑事被告人押送に關する件を公
 布せらる

十九日 内務省訓令第十三號を以て警察禮式中に
 改正を加へらる
 十九日 京都府典獄神谷彦太郎君、病死せらる

二十三日 監獄事務主管變更に付法律命令の規定
 を以て内務大臣に屬せしめられたる監獄に關す
 る事項は七月以降當然司法大臣の權限に移る旨
 を監獄局長より一般に通牒せらる

二十五日 勅令第百二十二號を以て警視廳高等
 官俸給令を改正せらる、而して典獄の俸給は第
 四部長に補する者は一級千六百圓以下四級千
 圓、其他の監獄署長に補する者は一級千四百圓
 以下七級六百圓とす

六月

六日 監獄官吏の稱呼法に付監獄局長より一般に
 通牒を發せらる、(註)監獄官吏は廳府縣長官又
 は之と同格以上の官吏に對しては閣下の敬稱を
 用ひ其他の上官又は之と同格の監獄官に對して
 は殿を用ひ官名又は職名を稱呼し同班又は下班
 に對しては單に官名又は職名を稱呼すべしとな

十一日 内務省監獄局長及司法省民刑局長の連名
 を以て假出獄に關する事項は七月一日以降司法
 大臣の權限に專屬し又監視假免に關する事項も

同日以降監獄局の主宰に屬するに付兩者共に司
 法省へ進達相成度旨通牒を發せらる

七月

一日 久保田貫一君、任司法省監獄局長、叙高等官
 二等。小河滋二郎君、任監獄事務官叙高等官五
 等。警察監獄學校教授山上義雄君兼任監獄事務
 官叙高等官五等。大政府典獄真木喬君、任監獄
 事務官叙高等官六等。

一日 司法省分課規程を改正せらる、是れ即ち監
 獄事務主管換の結果なり

三日 司法省參事官平野猷太郎君、民刑局并監獄
 局兼務を命せらる

十六日 司法省令第二十七號を以て監獄則施行細
 則第十五條を削除し、特赦ありたるるときは典獄
 は速に其旨を所屬長官に申報し所屬長官より内
 務大臣に申報すべしとの條文を削除せり

廿四日 勅令第三百十六號を以て監獄費國庫支辨
 法施行の際に於ける國庫地方費區分に關する件
 を公布せらる、而して本令は當年法律第四號に
 依る委任命令即ち是れなり

廿五日 警察監獄學校第一期第二種生の卒業證書授與式を舉行せり

八月

十日 司法省訓令第三十二號を以て社團又は財團にして民法の規定に依り法人と爲さんとすとの申請書等差出方を規定せられ、一面、又之と同時に公益法人の監督方に關する内訓を發せられたり、出護人保護會等の法人組織は即ち本令に據る義なり

同日 北海道廳催主となり東部地方典獄協議會を北海道廳に開く久保田監獄局長、山上事務官之に臨席し本會に會同せし典獄は集治監廳府縣を通じて合計二十三名なりとす

三十一日 司法省訓令第三號を以て監獄會計處務規定を定めらる、本規程は即ち監獄費國庫支辨法施行後に於ける監獄會計の整理法にして條文浩澁にして數多の様式を付加せらる須らく監獄當局者の精研を要す

九月

八日 勅令第三百五十七號を以て臺灣總督府地方

官官制を改正し全官制より典獄監獄書記看守長を削り并其職掌事項を總て削除せらる

全日 勅令第三百五十九號を以て臺灣總督府監獄官制を制定公布し臺灣に於ける監獄は臺灣總督の管理に屬せしめ典獄三人監吏(監獄書記看守長改稱)通譯計四十八人を定員とし定員の外俸給豫算内に於て警員(監獄醫改稱)技手を置くことを得ることとせり

同日 勅令第三百六十號を以て臺灣總督府に監獄職員官等俸給令を公布し典獄は高等官五等以下八等とし其俸給は臺灣總督府職員官等俸給令中第三號表に依らしむることとせり

參照 三號表

一級千六百圓	二級千四百圓
三級千二百圓	四級千圓
五級九百圓	六級八百圓
七級七百圓	八級六百圓

同日 勅令第三百六十一號を以て臺灣總督府縣及廳看守定員令を改正し「監獄署」を「監獄」、「支署」を支監と改めらる

同日 勅令第三百六十二號を以て臺灣總督府監獄

監吏の服制並提燈徽章等に關する件を公せらる
十七日 司法省令第三十四號を以て明治二十三年內務省令第五號を廢し控訴又は上告者の費用支辨に關する規定を廢止せらる

二十日 京都府に於て中國地方典獄協議會を開き司法省より眞木事務官、赤星書記官等是に臨席せらる

二十六日 大分縣に於て九州各縣典獄協議會を開く臨席出張官は眞木赤星の兩氏なり

十月

一日 官舎貸渡内規中を改正し内務省司獄官吏とあるを集治監廳府縣司獄官吏と改め更に司法大臣より官舎居住者を左の如く指定せらる

一 典獄

一分監長

一支署長

一 監獄書記看守長監獄醫教誨師看守の内特に典獄分監長に於て官舎居住を命したるもの

二日 律令第十八號を以て臺灣監獄則中司法大臣及府縣知事の職務に屬するものは臺灣總督之を行ひ亦同則中看守長の職務に屬するものは監獄監吏之を行ふべき件を發布せらる
同日 臺灣總督府令第七十三號を以て臺灣監獄則施行細則中看守長を監獄監吏に、所屬長官を臺灣總督に、監署を監獄に各改正せらる

八日 臺灣總督府令第七十七號を以て臺灣監獄の名稱及位置を左の通定めらる

臺北監獄	新竹支監	嘉義支監
宜蘭支監	臺南監獄	鳳山支監
臺中監獄	彰化支監	澎湖支監

九日 萬國監獄會議派遣委員石渡敏一君歸朝せり

十三日 監獄作業受自契約保證金は會計法に所謂政府保管の義務ある契約保證金と見做す能はずとの議論あり保管上の煩累多きを以て工錢擔保

出来ぬか、吾輩は甚だ訝しく思ふのである、警部長が一府縣下の警察事務を掌ると云ふならば、典獄も一府縣下の監獄事務を掌るのである、此等の點に付て何の輕重があるか、一目した所即ち表面一片の觀察よりすれば、警察は其區域府縣下一般に涉りて如何にも大區域なるが如く見へ、之れに反して監獄は唯監獄署と云ふ極めて小き區域内に止まる様に見ゆるのである、如何にも監獄署は小き區域に相違無い、さりながら其拘禁せられてある在監人は如何と云ふに、取りも直さず一府縣下の犯罪人である、何んで區域の廣狭などを云々することが出来るか、其事務の成績を擧ぐるの難易よりしたらば、典獄の事務の困難なることは、警部長の事務より遙かに上にあるのである、而かも局外觀に此に出でぬのである、典獄の事務の無形の困難即ち精神上に於ける苦勞は、到底警部長の事務杯の比較のものになる所でないと言つても宜しい位である、由來罪囚の感化改良など云ふ事は、尋常一様の事では無い、若し夫れ之を教育事業として見るときは、其困難の度合が自ら判明するのである

○司獄官吏は實行の精神に富んで居らなければならぬ、是れは司獄官吏ばかりでなく何人も然りである、乍併取り分け司獄官吏には此必要がある、苟くも人を感化とか改良とかして出で様と云ふには、一旦是と信じて立てたる方法とか、一旦可として決したる規則とか云ふものは、何處までも實行すると云ふことにならぬ、若し夫れ身体も精神も盡くして其方法とか規則とか云ふものを實行して、結局それが不成績であると云ふことなれば、其上にて改めて差支へない、囚人は社會の誘惑に抵抗する力が弱いから、之れを矯正せにやならぬと云ふて見ても、肝腎の矯正の任に當る人が、薄志弱行の人であつたならば、其結果は如何であらふか、蓋し云ふまでもないことである

○司獄官吏は如何なる方面に勤務しても、監獄の總ゆる事務に通する様に心掛けねばならぬ、即ち今日何處にも開かれある司獄官會議の如きは、一は此必要に應ずるのであらふと思ふ、然るに動もすれば、甲の方面に勤務する者は、乙の方面の事

である
○監獄教誨は、無論一應の専門事業である、乍併監獄教誨は、教誨師の任にして我關せず焉と云ふが如き顔をして他の監獄吏員が澄まして居る譯には行かぬことであらふと思ふ、監獄の最終目的が罪囚の改良感化でなければならぬと云ふことなれば、監獄に於ける總ての事は、何處にか皆此意味を持つて居らねばならぬ、殊に、監獄の首腦たる典獄は勿論のこと囚人に最も直接する看守其人も、皆半面には教誨師と云ふ心掛を持つて居らねばならぬ

○人は決斷力が強くなければならぬことは、今更ら云ふ迄も無いことであるが、取り分け監獄の吏員は尙ほ更ら此必要がある、監獄は多數の囚人を御する上に於て紀律と云ふことを土臺にして行かなければならぬが、若しも決斷力が乏しくして、苟くも優柔不斷の處置に抛擲して置く様のことがあつたならば、囚人を制御するてふ上にも、囚人を誘掖するてふ上にも、圓滿なる効果を見ることが出来ぬであらふと思ふのである

務を毫も知らない、之れに反して乙の方面に事務を執る者は、甲の方面の事務をまるで知らぬと云ふ様のこと、實際に於てあるかの様である、甚しきは、何の事務は不好であるとか、何の事務は自分の不得意の事務であるからとか言つて、事務を取扱ふ上に於て、餘り心頭に掛けぬ様の者があつたならば、斯る有様であつたならば、監獄改良杯は思ひも寄らぬ事である、人には得意不得意があるには相違無ひ、人には長所短所があるには、違ひない、乍併自分の不得意の事務であつたならば、尙ほ更ら念を入れて之を知ると云ふ様に心掛けねばならぬ、精神一到何事不成、司獄官吏は宜しく監獄百般の事務に通する様に心掛ることが最も必要である

○政府にては、來年度より監獄巡閱官を置くこと云ふことであるかの様なるが、巡閱官の必要は今更らでない、勿論速に置くべしである、乍併巡閱官を置く前に於て、先づ監獄の總べての取扱方を一定することが必要であると思ふ、其取扱の方法を善く一定して置かずして、之れが悪ひとか、あれ

が不都合だとか云ふて見ても、差したる効能もな
 ひことであらふ、之れは監獄の統一と云ふ側に、
 大に關係を持つて居るのである、それに付けても、
 地方監獄の直轄と云ふことを、早く斷行せねばな
 るまじ

○本年一月より實施の監獄統計小票は、先づ宜し
 い方法である、併し方法は宜しくとも、之れを扱
 ふ人の腦髓の働かなければ、何の効もなきので
 ある、全体統計などと云ふ仕事は、きまりきつた
 變化の無い仕事であるから、眞面目にやつて行き
 さへすれば、正確なものが出來くるのである、然
 るに是迄統計といふことは、人の念頭に重きを置
 かれてない、即ち兎角統計をば數字の計算の如く
 に心得へ、若しくは規程の上から止むを得ないと
 云ふが如く思つて、重んじないから、唯間に合せ
 に作るなど云ふ風に傾ひて、結局不正確なのである
 少し統計思想のある人で眞面目にやりさへすれば、
 差して六つか敷ことは無ひ筈である、随つて
 今度實施さるゝに至つた小票式の如き方法に依ら
 すとも、即ちもつと簡易に材料を得て、同じ効果

を收むること加出來くのである、兎に角統計の必
 要なることは今更云ふまでもないのであるから、
 統計主任たるものは、しつかりしてやるべきこと
 である、

監獄判任官の定員配當
 并俸給平均額に就て

(來年度より全國權衡を得せしめん)

監獄の主管を司法省に屬せしめられたると同時地
 方官制中府縣判任官の各官の定員は主務大臣即
 ち廳警部は内務大臣、監獄書記看守長は司法大臣
 の認可を要すること、し其當時監獄書記看守長
 の定員は七百六十人とし府縣判任官の定員合計七千
 十八人より分割し司法省に引續かれたるに依り監
 獄官吏の定員は茲に確定し容易に他の侵略を受ける
 となく不羈獨立するを得たるは斯業の爲め慶す
 べしと雖も本年度は内務省所管府縣費中に包含し

あるを以て俸給平均額は舊の如く他の爲に侵され
 つゝあるは餘儀なしとするも來年度の豫算は典
 獄、監獄書記、看守長の俸給及旅費等と共に既に
 一設監獄費と同一款中に合併豫算し而して之と同
 時に俸給平均額の如きも内務省所管の府縣判任官
 と同一額とせられたるのみならず從來地方判任官
 の俸給豫算は平均拾八圓五十錢なりしも第十四議
 會との間に於ける増俸の豫約を履行し總て平均廿
 二圓に増俸豫算せられたりと云へば來年度以降監
 獄判任官の定員及俸給は正に他の屬、警部等と權
 衡を保つことを得るの便宜あるのみならず其所管
 を異にしたる結果、他の侵襲を受くるの憂なく従
 て人物の精撰上非常の好都合にして監獄官吏の品
 格威嚴を保持するを得て從來の如く他の撥斥嘲罵
 を招くか如き虞あるにあらざるべきを想へば監獄
 行政の進歩獨立は吾人之を今後の監獄官吏に待た
 ざるを得ず、殊に亦た聞く所に依れば從來甲乙府
 縣の間に定員配置上に著しく權衡を失したるもの
 ありしを以て此際司法省に於て監獄判任官の定員
 配當標準なるものを調査し確平たる基礎に依り平

等均衡に定員を配置せられんとするにありと云
 ふ、果して然らば之の結果として從來比較的多數
 の定員配當を受けたる地方は之を減し定員の僅少
 に苦みたる府縣は之か反對に増員の惠に浴すへき
 は固より當然にして減員せらるゝ地方に在ては一
 時多少の困苦を感じるは亦素より數の免かるへか
 らざる所なりと雖も監獄行政の進歩改良を圖るの
 今の時に當て全國平等に監獄官吏を配置し事務の
 成績を擧げしめ兩々相競争し以て其功果を論する
 こそ眞に監獄の改良、治獄の統一を期する上に於
 て必要不可擧の急務なりとす、想ふに其筋の方
 針亦た蓋し以上の理由に外ならざるへきは吾人の
 確信して敢て疑を存せざる所なり、而して其筋の
 調査準則なるものは吾人之を窺ひ知るを得すと雖
 も全國の監獄當局者たるもの今より豫め之に應ず
 るの覺悟なかるへからざるは亦固より論を待たざ
 る所なりとす

○監獄の新營修繕の區別

に就て

從來府縣監獄地方稅支辨當時に在ては監獄の建築修繕は建築修繕費の科目を以て整理し且其分界の據るべきものなかりしを以て往々新營に屬するものを修繕とし或は修繕に屬するものを新營とし取扱來りたる向ありしが如し雖も國庫豫算は截然其間に分界を立て修繕費は經常部に建築又は新營費は臨時部に編入せるを以て兩者其名義を明かにし絶對的に彼は相流用するを許さざるにも拘はらず地方當局者の間に往々兩者の區分を明かにせざる向ありと云ふ、果して然らば右等は豫算施行上に甚からざる關係あるを以て當局者は可成其邊に注意あらまほしと其筋の理事者は云へり亦一考を要する事項なるが如し

○在監人食料品出納明細

書に就て

(精密なる出納計算書を要す)

吏の保管中に屬する物品の出納を明かにするの趣旨なりとの解釋にて自今右等の類の如き即時又は即日使用消耗する物品に限り逐一出納簿に登記するを要せず適當の方法を以て其出納を爲すも差支なきととし先頃一般に通牒を發せられたりと云ふ尤も右登記を省略する物品の受入證據には必ず其旨(例令は即時拂に付物品出納簿に登記せず等の類)を付記し置くの注意を要すと當局者は云へり

○監獄費仕拂豫算増額申

請書に就て

(増額計算書添付を要す)

監獄會計處務規程に依れば監獄經費の増額申請には其増額を要する事由を詳悉すべきは勿論にして亦た其増額を要する金額の内譯書を添付するを要す雖も別に其書式を示されざりしを以て其理由書及内譯書なるものは其書式區々に出て或は却て増額を要する經費算出の基礎明かならざるものあり又は其基礎判明なる場合に於ても當該科目に於

監獄費國庫支辨後の國庫會計法に依る支出證明書に添付する證據書類は夫々例規あることなるが當に在監人食料品出納明細書に就ては別段の成規なり從來國庫支辨の集治監等に在ては會計検査院の照會に依り綿密なる出納計算書を添付し來りしを以て府縣監獄費に就ても同様計算書の添付を要するとして嘗て検査院より其筋へ照會の次第も有之此際一定の規定を要するを以て客年十二月十日主管司法省總務長官より一般に通牒を發せられたりと云ふ當局者は隨分手数に要することなるべし

○即時拂を要する物品整理

理に就て

(物品出納簿に登記を要せず)

在監人の食料に供する野菜魚類肉類並患者の攝養に効ある牛乳鶏卵等の類にして購入直に又は即日使用する物品に就ては其都度物品出納簿に出納の記帳を爲すは實際繁累に堪へずして到底其出納記帳を正確にする能はざるは嘗て當局者の苦心する所なりしか元來物品出納簿なるものは物品會計官

で最前配當を受けたる仕拂豫算に對し幾何の過不足を生ずるやを知るに足るべき仕拂計算書の添付なき等の場合多く其筋の調査上支障甚からずと云ふ而して當局の参照を要する理由は假令増額を要する理由并算出の基礎明かなりと雖も當該科目に仕拂殘餘あるか又は他の流用し得べき科目に於て殘餘を生ずる見込あるものは其都度別に仕拂豫算の増額を請ふを要せず便宜流用支出し以て何等の不都合あるを認めずと云ふに在るが如し、故に今後監獄經費の増額を申請せらるゝに當ては必らず左の様式の如き増額計算書を添付提出を要すと云ふ、而して必要なる經費の増額を申請せらるゝには既に配賦を受けたる費用を全部又は過半支出し盡し尙は不足を生ずる場合に當り要求せらるべき儀にして仕拂豫算に殘餘あるか又は空漠たる經費の支出を豫想し豫備として之か配當増加を申請せらるゝも容易に之を許されざる筈なりと云ふ是れ亦當局者の注意し置くべき事なるべし

監獄費豫算増額要求計算書式(減額計算書式)
(此書式ニ準ス)
 明治何年度府縣監獄經費豫算増額計算書

科目	豫算令總額	同月同月迄	任得命令未	増額申請額
何々	何々	何々	何々	何々
(目)何々				
(節)何々				
(以下準之)				

事由
一何々(増額ヲ要スル科目)に於て何程の増額を要するは左の理由あるに依る
何々を何々するに依り此増額を要す其内譯左の如し

内譯	品目	數量	單價	金額
	何々			

(以下做之)

○看守滿年賜金の費途に就て

(看守給助の内より流用差支なし)
明治十五年太政官達第六十六號は在監人員減少等に依り即ち官の都合を以て減員の爲め免職したる

本省監獄局長より一般に通牒を發し仕拂豫算の範圍内に限り必要に應じ支出差支なきこととせられたるに就ては當該年度の實收の有無は固より問ふを要せざる趣旨なりと雖も抑も監獄慈惠費なるものは監獄則第二十四條に原因し逃走又け死亡者の遺留貨物を以て之に充つるの注意は結局之を擴張し得ずとし將來に於ても尙ほ此の精神を維持するの止むを得ざるより今後は本費に限り他より流用支出するを得ざることとし流用科目以外に置き之を整理するの其筋の方針なりと云ふ

○陸海軍現役の爲め退官者の賜金に就て

兵役の義務に依り陸海軍の現役に服役する爲め退官したる者の退官賜金の件に付左の通り客年十一月二十九日閣議決定の旨一般に通牒を發せられたる

閣議決定 三十三年十一月二十九日

兵役の義務に依り陸海軍の現役に服役する爲め退官するときは明治二十三年勅令第九十八號に依る退官賜金の給與に關しては自

看守に支給する慰勞金の支給令にして其支出科目は雜給及雜費中看守滿年賜金の目を以て整理すべきは既に其筋より訓達せられたる所にして即ち此費途は看守給助又は一般恩給等と同様第一豫備金を以て補充し得べき費目に加へあり旁々之が事實に該當するものあるときは其經費を國庫に要求すべきは固より何等の不都合を見ずと雖も其事實の生したる都度之が増額を要求するとせば非常の手續を要するを以て便宜他の補充費目たる看守給助の目より一時流用支辨し置くも敢て差支なきのみならず結局之が爲め年度末に至り看守給助の目不足を生じたるるとき之が増額を稟請すべきこそ寧ろ正當なりと信するを以て當局者は其心して處理せられたしと其筋の當局者は云へり是れ亦繁文省略の趣旨に添ふに過かかんか

○再び慈惠費整理方に就て

(同一項目内と雖も流用は穩當ならず)
監獄慈惠費支拂及整理方に就ては客年十月十八日

已の便宜に依り退官する者にあらざるものとす云々
参照 二十三年勅令第九十八號は文官列任以上の者退官賜金の件なり

○監獄茶話會

(十二月十五日於協會講堂)

舊臘十二月十五日午後一時より監獄協會講堂に於て例の通り監獄茶話會の終會を開催せり、當日來會者の主なるものは清浦本會々頭を始めとし柳澤保惠伯、久保田監獄局長、石渡司法省參事官、岩原會計課長、本會役員諸氏並監獄局員警視廳、東京集治監、埼玉、神奈川等の各監獄署員、監獄學校生徒諸士等にして當日講演者の氏名並演題は左の如くにして中々盛會なりしなり、付當日は清浦會頭も演說せらるべき筈なりしも時間に餘裕なかしを以て後回に譲らるるととなり退散したるは午後五時なりし

- 一 地獄に於ける教誨制度 富樫信淳君
- 一 社會制度と監獄事業 眞船多吉君
- 一 犯罪統計に就て 伯爵 柳澤保惠君

一萬國監獄會議に就て石渡敏一君當日演説の逸記は順次本誌に掲載すべし

○小河監獄事務官の歸京 付氏の昨今

回顧すれば昨年四月十三日横濱埠頭を解纜し白耳義國「プロセセル」府に開設する第六回萬國監獄會議へ帝國委員として参列せられたる監獄事務官小河滋次郎氏は舊臘十二月廿二日無事歸朝せられたり、而して會は同年六月開會せらるべき筈なりしも都合に依り八月に延期の旨通知ありたるを以て氏は先つ道を北米合衆國に採り有名なる各洲の監獄及び知友の監獄學者等を歴訪し夫より歐洲に航し會議に關する諸般の事項の調査に従事せられ會議は八月十五日より一週間の會期を以て終り會閉會後更に歐洲各國の監獄を巡回せられたりと云ふ。氏か齋らし來られたる錦囊は吾人他日を期し氏の手稿を請ひ受け讀者諸君に報道するを怠らざるべし、而して聞く所に依れば前任内務省監獄局長たりし大久保利武氏は小河及石渡兩委員と俱に

會議に列席せられ會議終了後も小河氏と同行し歐洲各國の監獄を歴察せられたりと云ふ。付小河氏今回の洋行中氏の實母郷里長野縣に於て長逝せられ尙ほ服忌中に係るあり一面氏か歸朝後風土の異變等に依り微恙の爲めに侵され暫時引籠中なり、も最早粗快癒せられたるを以て不日出務し事務を視らるべしと云ふ

○女監取締押丁の服制並給料改正に就て

女監取締の服制々定並押丁の冬服二組三年を一組一年と改正し進んては押丁の給料四圓以上九圓以下とあるを最高拾圓五十錢迄を給し得るの道を開かれたし等の議は昨年典獄諮問會又は各地の典獄協議會に於て議決の上、其筋へ建議せられたる由なりしか司法省に於ては舊臘以來他の建議事項に付ては着々調査を遂げ既に發表せられたる向もありしか右三四の問題に就ても既に精査研究を遂ぐる所あり不日制定改正等の訓令を發せらるべしと云ふ、而て其概要左の如くなりと云ふ

一 女監取締の服制は羽織(被布製とす)袴とし靴、靴下を併せ給すること、し其裝髪は總て束髪とす
一 押丁の冬服は建議の通一組一年とし地方長官に於て供用期限を變更し得るの規定を廢したること

一 女監取締、押丁の給料は總て日給とし女監取締は日給貳拾錢以上五十錢以下、押丁は十五錢以上三十拾五錢以下とし、女監取締にして通譯其他特別の數能ある者には給料の外特別手当として一月十圓以下支給の道を開かるべしと云ふ

○監獄醫の作成すへき書類様式に就て

醫師の作成すへき死亡診斷書、死体檢案書及醫師産婆の作爲すへき死産證書死胎檢案書等の記載例は從來區々一定せざりしも斯くては統計蒐集上支障少からざるを以て客年九月三日内務省令第四十一號及同十月九日同省訓令第廿八號を以て様式を

一定せられたるに付爾來監獄醫に於て作爲すへき死亡診斷書、同檢案書等も總て右の様式に準據すへきは勿論の所、未だ往々其議なきやの由に付此頃司法大臣より一般に訓令を發し自今總て右内務省令及同省訓令の様式に依り作成せしむること、なせり爾かあるへき筈なり

○監獄局長の消息

久保田監獄局長か茨城群馬千葉等への出張は公務の都合に依り延期せられありしか本月九日出發群馬縣に出張歸て茨城縣に巡回せられ越て同十三日無事歸京せられたり而して其隨行は豫報の通群馬縣には進藤司法屬、茨城縣には松本司法屬等なり

○本號口繪に就て

本號卷頭の口繪は有名なる白耳義國「サンツール」分房監獄の構造圖面にして小河岳洋君の貯藏に係り詳細なる説明は氏に請ふの筈なりしも氏は歸朝早々公私多忙且微恙のため後日に譲るの止むを得ざること、なれり讀者諒せよ

○伊東恩恭氏の渡歐並に送別會

同氏は舊臘二十八日横濱解纜の便船に搭し英國に向け出發せられたり亦同月廿三日山科凌雲氏等發起人となり上野精養軒に於て同氏の爲めに送別會の催しあり來會者の重なる人々には石渡參事官、小河事務官、山上事務官、若山典獄、加藤勝次郎氏、及南條博士、村上博士、清澤文學士、太田教導講習院長、月見覺了氏、伊藤大忍氏等出席者惣計三十拾二名にして石渡、小河、山上、南條、村上、清澤、伊藤諸氏の演説及山科伊東兩氏の挨拶等あり會食後別室に於て石渡小河君の洋行雜感山科、伊東君等の監獄談ありて午後八時頃一同退散せられたりと云

貴翰拜讀仕候英國監獄に付て御尋問之件承知仕候陳者迂生之著述に係る書籍一部小包郵便を以て御送付申上候間嘉御納被下候は幸甚此書は安全に貴下に落手せんことを希望仕候

海外通信

一英國の監獄に付ての雜誌は一も發行不致候へ共毎年英國及世界各國の爲めに監獄委員の政府報告なるものを發行致居候此書は毎秋發行致事に相成居候已に當年の報告も先日發行致候其代價は三シリング内外位に御座候此書の發行人は英國ロンドン、ウエスト、ハーリアンク、スツリートに住するスポツテイスイド氏なり然して此報告はロンドン何れの書籍店にても又在英國公使館を經ても購求することを得候

一近頃貴國賢明なる小河君石渡君大塚君廣津君に面會を得て大に喜び居候此の一行は我英國及歐洲各國を漫遊致され候頓首

英國ロンドン、ピシヨツブゲート、
ウイザウト五番地
シヨンバワイド協會にて
ウイリアムタラフク
一千九百年(明治三十三年)十月廿四日
日本滋賀縣監獄署
通譯 西村建吉君

通信

○釧路地方部茶話會第二回乃至第四回の概況

第二回 九月二十日午後六時演武場に開會來會者百貳拾餘名にして有益の談話等あり其他演題を摘舉すれば

第一席 木下氏監獄の事業は須く精神的ならざるべからず

第二席 鈴木氏は第一回より引續き刑事人類學と刑法及監獄則との關係

第三席 宮永氏は監獄教誨の主義目的

第四席 徳倉氏は服務的精神と云ふ演題にて其職に安すへき所以を述べ右演説終て午後十時散會せり

第三回 十月二十七日午後六時例により演武場に開き會するもの百貳拾八名

第一席 上田氏司獄官吏の目的

第二席 池田氏社會複雜の狀況

第三席 原氏看守の職務

第四席 鈴木氏前會に引續き刑事人類學

第五席 木下氏教師の位置の卑きを慨し右演説終て散會したるは午後九時四十分なりとす

第四回 十二月一日午後六時例により演武場に開き會するもの百貳拾餘名

第一席 鈴木氏前會より引續き刑事人類學(本回にて演了)

第二席 瀨波氏監獄作業は死物乎活物乎

第三席 上田氏先天的犯罪と後天的犯罪とに付き

第四席 木下氏囚人番號及び姓名を知るの法

第五席 原氏が監人と感化

第六席 宮永氏監獄改良は物質的ニアラス精神的也

右了て午後十時三十分散會せり

○空知分監茶話書

四六居士

十二月二十二日午後六時本年の納會として第九回茶話會を演武場に開く第一席田代貞固氏吾人の責任上より戒護規律の勵行を説き第二席丹野氏過て改むるに憚る事勿れの語に付き司獄官は宜しく公明ならざる可からざるを論じ第三席岡氏偶感と題し外役は行刑主義に刳合するの役業なるやを詳論し第四席に原田氏吾人は宜しく萬有を容るゝの雅量なくんばあらざる可からざるを説き第五席に吉野氏人道救護底に付き吾人は此熱したる血と肉と涙と精神を以て大ひに世に絶叫せざる可からずと説き第六席に中澤氏上々たらすんば下々たらすの意を適例を擧げて詳説し大ひに上下を益せらる第七席に金田氏吾人は何物よりも此四人個々の視察を先にせざる可からざるを説き第八席に大西氏恐強卑弱論と題して現今の社會を諷し吾人司獄官の

識る可き庸道を説かれたり
終に堀内會頭今年三月斯會を設けたる以來茲に九回を累ね毎回諸氏の熱心により盛會を極めたる事を賞し尙ほ次年を迎へて逾々隆盛を圖らんと縷々希望を述べられたり
終はりて茶話懇談數刻和氣霽然殆んど仙境の人の如し會者三百満足を以て別る時に午後十時

○監獄に於ける炊事場及

浴場は蒸氣力を應用

するの利便

大分縣監獄署 小野勇次郎

從來吾縣監獄署に於ては俗に所謂西洋竈なるものを用ひ之に六個の鐵製大平鍋を裝置し以て在監人用飲食物の炊煮を辨し來りたるが偶々一昨年暮以來之に蒸氣力を應用するの計畫を立て種々利害調査の末昨年に至り愈々蒸氣力鍋据付に決定直に起

工し七月下旬其工を竣へ之か運轉を開始し爾來今日迄實驗する處によれば其成績頗る良好第一大に燃料を減し炊夫も數名を減少すると得而して飯量も火力を用ひたるものよりは容積多く彼の「コガレ」などは絶て生ずるとなく味亦美なるを覺ふ殊に浴湯に至ては從來之を沸かすに數時間を要したるもの蒸氣力を應用すれば僅に數十分間を出てすして適度の温度に達し既にして入浴を始むるも隨て冷却すれば隨て蒸騰し其便云ふへからざるなり今吾監獄に於ける蒸氣鍋其他の裝置方を概叙すれば即七馬力の蒸氣鍋一基を炊所の一方に据付け之より炊所、囚人監浴場、拘置男監浴場、蒸氣消毒室、拘置女監浴場等に鐵管を敷設し炊所には六箇の飯炊き釜三箇の菜又は汁炊き鍋及湯箱、蒸し箱を裝置し就中飯炊き釜は陶器製每個二炊きにして壺形を爲し其内部の一方に縁端より内底に向て徑約半インチの送氣孔あり内底に至て一廻轉を爲し其部に幾多の小孔を穿ち之より蒸氣を噴出し以て炊煮の用

を爲し又炊煮用の鍋は鐵製二重張にして其空隙に蒸氣を通じ内容物に熱力と與ふるものなり其他浴場に於ては他日改良の計畫はあれども經費の都合に依り不取敢在來の浴槽即ち漆喰造就中女監の分は普通の掘風呂のものに送氣管を通せしのみ之を實用する場合は續て管の或部に施せる一の「バルブ」を開閉するのみにて取扱方甚だ簡便唯だ蒸氣鍋の元に火夫を兼用せる一の運轉手を置けば他は炊夫又は掃除夫にて充分取扱ひ得べきものなり而して其蒸氣鍋据付前後の費用を計算するに大要左記の如く一ヶ年間約四百圓許の利益あり吾監獄の如きは小監獄にして尙且つ然り况や之を大監獄に應用せば其利益更に見るべきものあらん素より地方に依りては石炭の供給上不便の向もありて各府縣悉く之を設備するは難かるべしと雖も假に五十ヶ所の監獄に應用するものとせば一ヶ年間概ね二万圓は經費に節減を得べき計算なり故に石炭の供給上不便なき限りは各署共速に此設計をなせば當に經費の上に節約

を施し得べきのみならず取扱上の便利勘からず故に敢て貴紙の餘白を借り廣く大方に紹介すること
然り

炊事浴場等蒸溜應用損益勘定

据付前

一金千八百參拾圓九拾九錢八厘
但廿九年度以降三ヶ年間定費平均額此間に於ける在監人平均一日現在高七百卅一人

内譯

金千四拾貳圓八拾六錢三厘 燃料費

内

金八百八圓拾八錢七厘 炊所用石炭代

金七拾參圓九錢壹厘 全薪代

金七拾壹圓五錢壹厘 浴場用石炭代

金拾八圓五拾參錢四厘 全薪代

金七百八拾八圓拾參錢五厘 炊夫給十七人分

但一ヶ年延人員六千貳百五人一日平均金 一金千七百圓

拾貳錢七厘

据付後
豫算す

内譯

金五百七拾圓八拾錢五厘 石炭代

但十八万二千斤一日五百斤一万斤に付金參拾壹圓貳拾七錢七厘前三ヶ年の平均に依る

金參拾圓 油繼纒等雜費

金參拾五圓 機械止め塗替(其他小修繕)

金百四拾四圓 水夫給

但一ヶ月拾貳圓

金六百四拾八圓九拾七錢 炊夫給三人を減十四人分す

但一ヶ年延人員五千百十人一人に付平均金 拾貳錢七厘



○明治三十三年十月末日現在全國在監人員表

△印ハ減員

東 京	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	新 潟	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木	奈 良	東 京
三、二二四	一、四九九	三、一六〇	一、一〇〇	一、八七〇	五九九	九九二	一、〇八五	一、二五二	八五三	一、〇五〇	七九八	五三八
八六六	一四一	六一四	一五一	一九三	三五六	九四	一一六	二二一	一四六	二二七	一一〇	五八
一三	三	一一	九	二二	四	七	三	五	四	四	一	一
八一	一八	五三	一一	六一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	五
三	四	五	三	七	三	三	二	一	一	一	一	二
四、〇三七	一、六六五	三、八四三	一、二七六	二、一五四	九三七	一、〇七	一、二一八	一、四七九	一、〇一五	一、二八八	九二四	六〇四
三十二年十月末日現在	一、五八二	三、七九一	一、一八	二、二六〇	八〇六	一、二五一	一、一五五	一、五八二	九〇三	一、三三八	八八四	六六三
四、〇六三	一、五八二	三、七九一	一、一八	二、二六〇	八〇六	一、二五一	一、一五五	一、五八二	九〇三	一、三三八	八八四	六六三
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二六	八三	五一	五八	一〇六	一六七	一四四	六三	一〇	一一	五〇	四〇	五九
比較増減												

山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	北	東	京	宮	三	北	海	集	道	集	池	本	空	海	道	集	
口	山	島	川	川	知	岡	分	賀	本	崎	島	野	海	道	道	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集	集
八八二	五二八	七七六	七二二	九三九	八三二	一、四八三	五八六	三七九	八九八	四六八	五六五	二七八	一、〇〇〇	一、一三二	六七七	一、四六一	八四一	七五三	九一四										
一、二四	六七	四六	四〇	九〇	八五	一五一	七六	七七	七六	七六	五五	三三	三八四																
一	三	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一九	三	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇三一	五九九	八四一	七七五	一、〇四九	九二四	一、六九三	六七八	四六五	一、〇〇二	四三一	六三〇	三一五	一、四四五	一、四四一	一、一三二	六七七	一、四六三	八四一	七五三	九一五									
九六九	五七三	八〇八	九二六	一、〇五八	九七二	一、八一五	五八三	四九九	八七八	四六一	六一九	二八四	一、四八一	一、一六〇	八〇八	一、四〇一	九四六	八九七	九二四										
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
六一	二六	三三	一五一	九	四八	七八	九五	六	二四	三〇	一一	三一	三六	二八	一三一	六二	一〇五	一四四	九										

三	愛	靜	山	嶽	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	島	島	岡	廣
重	岡	梨	賀	早	野	城	島	手	森	形	田	井	川	川	山	取	根	山	島
一、一四	一、九九三	九六三	五〇〇	六二三	九四四	一、四二〇	七八三	四六三	二九四	六六六	六三五	二九七	三三六	三七七	四四〇	六五二	一、一六四	一、三一八	
七一	二四一	七七	八九	二七	七四	二七三	四三五	一六三	一〇六	一一〇	五〇	一二四	三三	七	三九	六三	一四〇	一四四	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一七	九	四	四	四	一七	一七	一六	二	九	八	七	一	一	一	一	一	一	一
一、一〇六	二、二六五	一、〇五八	五九六	六五七	一、〇二九	一、七一一	一、二四七	一、三三一	五七三	四一四	七二八	七七二	三三五	三八〇	四五六	四八一	七二六	一、三二四	一、五〇二
一、一九二	二、二三四	一、一九八	五一一	六九五	一、〇五一	一、六四六	一、二四	一、二九三	五七六	三一一	七七四	九四三	三六三	三九五	三九一	五四七	八〇三	一、〇九八	一、四七二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一四	三一	一四〇	八一	三八	二一	六九	二二	三八	二	一〇	四六	一七二	二八	一五	六五	六六	七七	二二六	三〇

增前月二日	九三三	總計	監 十
△比減	五〇、七七一	五〇、七五四	三、一九九
分年	六、九一八	六、九五二	六九一
	三三	一六一	六九一
△	一六八	七五六	七〇二
△	七六三	一〇五	三、二〇〇
	七	九二	五八、七二七
		一三	五八、七二二
		一五	六九一
			七〇二
			三、四六九
			五八、五四二
			△
			△
			一八九

會 報

○維持會員入會報告 (監獄者外)

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓 名	紹介者
卅三年九月十日	維持會員		辯 護 士	關島宇兵衛君	神奈川地方部長 有馬四郎助君
同	同		同	赤尾彦作君	同
同	特別會員	金一拾圓時	同	井上八重吉君	同
同	維持會員		同	鯛瀬暢藏君	大分地方部長 小野勇次郎君
二十二月	同		同	田中秀夫君	岡山地方部長 黑澤迪君
二十二月	同		同	手塚太郎君	宮城地方部長 山崎德義君
二十二月	同		同	松田協輔君	同
同	同		同	川目享一君	同
同	同		同	宮城縣書記官	同
同	同		同	宮城縣書記官	同
同	同		同	平岡定太郎君	同
同	同		同	高松久治郎君	鳥取地方部長 長谷川信綱君

元警視廳監獄醫 磯 眞氏
奉職滿廿五年餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十一月二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元警視廳看守 垣 田 長 知氏
奉職滿十五年三ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス
明治三十三年十一月二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元長野縣看守 小 原 勇 次 郎氏
奉職滿十四年五ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓二十錢贈與ス
明治三十三年十一月二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元鹿児島縣看守 槐 嶋 庄 太 郎氏
奉職滿十一年餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓三十錢贈與ス
明治三十三年十一月五日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元山梨縣監獄署屬 吉 羽 永 清氏
在勤滿十年一ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス
明治三十三年十一月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元警視廳看守 立 山 莊 助氏
奉職滿十年十一月ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其ノ成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス
明治三十三年十一月二十日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元警視廳看守長兼監獄書記 芦 立 安 之 氏
奉職滿十九年五ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十一月二十日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元熊本縣教諭師 村 田 覺 善 氏
奉職滿十七年四月ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十一月二十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元高知縣看守 飯 田 有 年 氏
奉職滿十七年七ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十一月二十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元北海道築治監看守 小 藤 隆 治 氏
奉職滿十年七ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス
明治三十三年十二月十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元北海道治監看守 福 井 長 吉 氏
奉職滿十五年餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス
明治三十三年十二月十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元熊本縣看守 住 谷 常 次 郎 氏
奉職滿十八年五ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元熊本縣看守 住 谷 常 次 郎 氏
奉職滿十八年五ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元京都府監獄書記 鹽 凡 喜 太 郎 氏
奉職滿十四年三ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓二十錢贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印
元鳥取縣看守 若 原 竹 藏 氏

奉職滿十八年六ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印
元宮崎縣監獄書記兼看守長 永 井 實 孝 氏

奉職滿十年一ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第
九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印
元鹿兒島縣看守 山 下 久 太 郎 氏

奉職滿十二年十一月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三
條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓六十錢贈與ス
明治三十三年十二月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印
元德島縣看守 坪 井 爲 次 郎 氏

奉職滿十八年十月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治三十三年十二月十三日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印
元鹿兒島縣看守 園 田 成 吉 氏

奉職滿十五年四月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス
明治三十三年十二月十三日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎 吾印

恭賀新年

清 滋 次 郎
小 河 滋 次 郎
山 上 義 雄
眞 木 喬
若 山 茂 雄
畑 一 岳
長 屋 又 輔
堀 内 久 保
藤 澤 正 啓
有 馬 四 郎 助
早 崎 春 香
中 村 襄
印 南 於 菟 吉
上 田 定 次 郎
加 藤 勝 次 郎
宮 下 航 太 郎
磯 村 政 富

且ツ病中ニ付何レヘモ御無沙汰申上
居リ候段御寛恕ヲ仰キ度ク尙其際ハ
御懇篤ナル芳書又ハ電報ヲ賜リ難有
奉感謝候取込ノ際自然御挨拶漏モ可
有之是亦御推恕願上候 敬具
轉居 東京市牛込區
筑土八幡町三拾一番地

僚友各位 小河滋次郎

今回小生渡航ニ付種々御懇情ヲ忝フ
シ且態々御見立被下候方々モ有之難
有奉存候此段乍略儀誌上ヲ以テ厚ク
御禮申上候也

明治三十三年十二月廿八日

伊 東 思 恭

可認物便郵種三第

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.
No. I. January, 1901.

VOL. XIV.
CONTENTS.

Editorial :-

On Entering the Thirty-fourth Year of Meiji (1900).
The Return of Vice President Ogawa.

Leading Articles :-

President Kiyoura's Rejoinder; Criminal Statistics.
Count Yanagisawa.
Revision of the Criminal Code (continued) Prof. M. Tomii
Prof. Okada's Address, the Probation System. IX.
M. Koyama.

Miscellaneous :-

Brief History of Prisons for the 33rd Year of Meiji (1900);
Prison Administration during 1900.

Foreign intelligence; Domestic News; Etc.

Statistics.

Prisons.

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Anakimachi, Kojima, Tokyo, Japan.

印發
刷行人
兼編
輯人

磯磯
村村
免政
貞富

(番六十百二千二局本話電)